

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 30 年 3 月 12 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 4 5 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、斉藤副委員長、安齋・酒井（隆裕）・濱本・ 佐々木各委員		
説明員	市長、教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安齋委員、濱本委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

○委員長

「次期総合計画策定に係る経過について」

○（総務）企画政策室品川主幹

次期総合計画策定に係る前定例会以降の取り組みについて、報告いたします。

総合計画審議会につきましては、先日、委員名簿を各委員に机上配付にて報告させていただきましたが、1月30日に第1回審議会を開催し、これまでの経過報告、分科会構成についての協議などを行いました。配付資料と議事録につきましては、市のホームページ上に掲載しております。

現在、庁内のワーキンググループにて基本構想の作成作業を行っており、今後、市長及び市職員で構成する策定会議での協議を経て、原案として整いましたら4月下旬をめどに各議員への報告及び審議会への諮問を行う予定としております。

また、先日、机上配付いたしました小樽市民会議100報告書は、参加者や各サービスセンターなどへの配布、市のホームページへの掲載を行いました。

○委員長

「国立大学法人小樽商科大学との人口問題共同研究について」

○（総務）企画政策室木島主幹

国立大学法人小樽商科大学との人口問題共同研究の進捗状況について、御報告させていただきます。

この共同研究は、本市の人口減少の原因を科学的、学術的な手法を用いて探り、その対策を検討するために行っているもので、参加者はお配りしている資料の2番に記載のとおり、小樽商科大学からは江頭副学長を含む6名、市からは企画政策室を中心に7名の職員となっております。

分析は、賃金・所得と出生率、人口流入・流出の関係、小樽・札幌の生活環境及びそれに対する市民意識の比較調査など、資料の3番に記載の六つのテーマについて行い、実施調査としては、定住（転居）希望や、公共サービスの満足度、住居決定要因などをお聞きする市民アンケート、市外居住者アンケート、子育てや教育環境などをお聞きする子育て家庭アンケートなど、資料の4番に記載の五つの調査となっておりますが、③に記載の市外居住者アンケートについては、今週中に開示できる見込みであり、また、⑤の自治体アンケートにつきましては、先週金曜日が締め切りでございまして、件数が変わってございます。262件、32.22%の回収となっております。本来は、今月末までに共同研究の成果を取りまとめる予定でしたが、各アンケートの設問内容の検討などに時間を要したことから、現在、データ収集分析を行っているところであります。年度末までに中間報告として、分析結果を取りまとめる予定としており、でき上がり次第、別途御報告させていただきます。また、施策案などを含めた報告書につきましては、6月末をめどに取りまとめたいと考えております。

○委員長

「小樽市自治基本条例第36条に基づく条例の見直し要否に係る検討について」

「札幌市による連携中枢都市圏の形成に向けた関係市町村との協議の開始について」

「小樽まちづくりエントリー制度のこれまでの実施に係る検証についての追補版資料の配布について」

○（総務）企画政策室安部主幹

まず、小樽市自治基本条例第36条に基づく条例の見直し可否に係る検討につきまして、資料に基づき説明いたします。

小樽市自治基本条例は、平成26年4月から施行されておりますが、同条例第36条第1項に、条例の施行の日から、5年を超えない期間ごとに、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討することとされておりますので、条例施行から5年目に当たります平成30年度中に、条例の適否や見直しの要否の検討を行うものであります。

検討のスケジュールにつきましては、資料の二つ目の項目に予定として記載しておりますが、条例に基づく取り組み状況などにおける市としての課題の検討や、条例や取り組み状況などについての市民への周知や意見交換の場として、フォーラム形式の集会を開催し、条例に対しての市民の意識や意向を探りながら、条例の見直しが今必要なかどうかの考え方を整理していきたいと考えております。資料にもありますとおり、今後、定例会ごとに当委員会で検討状況等について報告させていただくほか、場面場面で協議をしながら進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、札幌市による連携中枢都市圏の形成に向けた協議の開始について御説明いたします。

資料にもございますとおり、このたび、札幌市におきまして、経済や住民生活などにおいて密接な関係がある近隣市町村と連携した連携中枢都市圏の形成の検討がなされており、石狩管内の市町村のほか、本市も含め、札幌市に近接する7市、3町、1村との協議が始まったところです。資料の三つ目の項目に、札幌市が最短として想定しているスケジュールを記載しておりますが、当面は各市町村におきまして、相互に連携を想定できる事業などを検討し、札幌市などと協議していくこととしております。本年の9月から10月にかけて、具体的な取り組み内容や役割分担が整理できましたら、本市といたしましても、札幌市による連携中枢都市圏に参画し、連携協約の締結に向け、引き続き協議等を行っていく予定であります。

今後におきましても、札幌市等との協議の進捗や連携する取り組み内容などにつきまして、当委員会などで随時報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からの報告事項の最後になりますが、昨年（平成29年）の第4回定例会の総務常任委員会におきまして報告いたしました小樽まちづくりエントリー制度の実施状況と、その検証の内容に関しまして、自由民主党の濱本委員から、審議会での議論の活発化が図られたなど、当該制度の導入に伴う実質的な効果について、審議会の所管課から聞き取りなどを行い、追補版として取りまとめ、改めて報告すべきとの検討要望をいただきました。

このたび、これまでにエントリー制度により就任した委員が在籍した審議会等の所管課、それから、当該委員本人のそれぞれに、会議における発言などの状況や、当該制度に関して聞き取り等を行い、配付いたしました資料のとおり、その結果を取りまとめました。

資料の5ページから6ページにかけて、事務局としてのまとめを記載しておりますが、本制度につきましては、市にとっても市民にとってもおおむね有用性が高いものと考えておりますが、幾つかの課題の指摘もありました。今後、本制度の運用に当たっては、審議会等の設置目的や協議内容の専門性などに鑑みて、市民公募委員の必要性や人数について、十分考慮した上で、公募枠を設定したり、市民の方に委員の就任を依頼する際には、審議会等の設置目的などに加えて、あえて専門家ではない市民に就任を依頼する趣旨などについて、丁寧な説明を行い、市民の方の理解や同意が得られた上で、市民公募委員としてついでいただくなどということに留意していく必要があるものと考えております。改めまして資料をごらんいただきまして、今後の制度運用に当たりますの御議論の参考としていただければと考えております。

○委員長

「札幌国際エアカーゴターミナル株式会社の株式譲渡予約契約の締結について」

「国立小樽海上技術学校の存続に係る協議の継続について」

○（総務）企画政策室尾作主幹

札幌国際エアカーゴターミナル株式会社の株式譲渡予約契約の締結につきまして、資料に基づき報告させていただきます。

初めに、本件の概要ですが、現在、国土交通省は、空港を管理する北海道、旭川市、帯広市とともに、道内7空港の運営を一括で民間委託する取り組みを進めており、その中で、一括民間委託の対象となる事業者の全株式を新たな運営権者に譲渡する手続が必要とされております。本市が株式を所有します札幌国際エアカーゴターミナルが、その対象事業者であることから、本市を含む全株主が平成30年2月9日付で、株式を譲渡するための予約契約を国土交通省と締結いたしました。

次に、札幌国際エアカーゴターミナル株式会社の概要であります。本社は札幌市中央区、貨物事業所が千歳市にあり、昭和61年に道内の経済界により、新千歳空港の国際航空貨物の取り扱いや、上屋業務などを主な目的として設立されております。なお、新千歳空港は、昭和63年7月に開港しています。また、本市が札幌国際エアカーゴターミナル株式会社に出資することとなった経緯であります。昭和62年12月に、札幌国際エアカーゴターミナルから本格的な事業展開を図るための増資として、本市に対し1,000万円の出資要請がありました。本市のほか、北海道、札幌市、千歳市、苫小牧市、室蘭市、恵庭市に対しましても、同様の出資要請があり、それぞれの自治体で昭和63年度当初予算で計上し、株式を取得しております。

次に、株式の譲渡価格についてであります。昨年10月に、主要株主である北海道を通じ、自治体を含む全株主に対して国が算定した株式価値が示されました。なお、この株式価値につきましては、今後予定される新たな運営権者の公募におきまして、事業者が公募に参加するか否かを判断する際の検討材料の一つとなり得ることから、空港運営民間委託に係る実施方針が、国から対外的に示されるまでは非公表とする旨、全株主に申し入れされております。

最後に、今後の予定であります。今月中には国から実施方針が、4月には募集要項が公表され、翌年31年度7月ごろには、優先交渉権者が選定され、新たな運営権者が決まると聞いております。その後、31年度内に、本株式の譲渡が成立するため、株式譲渡額の歳入予算は31年度予算に計上することになる予定です。

続きまして、国立小樽海上技術学校の存続に係る協議の継続につきまして御報告します。同校の存続に係る方策の協議につきましては、今定例会の一般質問等におきましても答弁させていただいておりますが、改めて経過と現状を御報告します。

同校につきましては、昨年7月11日に、同校を運営する独立行政法人海技教育機構から、同校の耐震化工事が困難であることや、建てかえには多額の費用を要するため存続が難しいとの話がございました。本市といたしましては、依然として船員養成需要の高い中、建てかえの財源的な理由のみをもって廃校とすることは容認できないとの考えから、昨年8月31日に要望書を小樽市議会及び小樽商工会議所の三者で海技教育機構と国土交通省に提出し、本市を挙げて同校存続の必要性を強く訴え、今日まで同校存続に向けた方策について、海技教育機構と協議を行ってまいりました。この間、本市所有の廃校施設など、移転候補地となり得る施設の可能性などを検討してきておりますが、同校の平成31年度の生徒募集スケジュールから、協議期限とされた本年2月10日までに、協議の結論が出ない状況となりました。しかしながら、同校存続につきましては、昨年8月の要望活動のとおり、現在も本市を挙げて同校の存続を強く求めておりますことから、本事案の協議を継続したい旨、2月8日に海技教育機構に対して要望いたしました。

これに対し、海技教育機構からは、同日付で協議を継続することと、同校の平成31年度の生徒募集を従来どおり行うことの回答がありました。また、具体的な方策が導き出せるまでの間、耐震性の問題がない近隣教育機関の教室などの暫定的な利用ができないか、合わせて協議したい旨の話がありました。本市としましては、当面の暫定的な耐震化された教室の確保や、恒久的な同校の存続場所につきまして、海技教育機構と連絡を密にしながら課題を

整理し、できる限り早期に合意に至るよう協議を進めてまいりたいと考えております。

○委員長

「平成30年第1回石狩湾新港管理組合議会及び石狩湾新港地域の新たな分譲地開発の計画について」

「平成30年第1回石狩西部広域水道企業団議会及び第2期創設事業実施に向けた計画供給水量について」

○（総務）企画政策室佐藤主幹

平成30年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会につきましては、去る2月13日に開催されましたので、その概要について御報告します。

議案第1号、第2号の平成30年度石狩湾新港管理組合一般会計予算及び港湾整備事業特別会計予算、第3号、第4号の平成29年度同管理組合一般会計補正予算及び港湾整備事業特別会計補正予算、第6号の同管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては可決。第5号の同管理組合監査委員の選任につき、同意を求める件については同意。報告第1号の専決処分報告につき、承認を求める件については承認されました。また、前回の第4回定例会で報告しました石狩湾新港地域の新たな分譲地開発の計画につきましては、去る2月27日に、石狩開発株式会社の取締役会が開催され、決議事項として示された同開発計画は、異議なく承認されたことを御報告いたします。

続きまして、平成30年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会が、去る2月5日に開催されましたので、その概要について御報告いたします。

議案第1号、平成30年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算、第2号、監査委員選任に関する件について、第1号は可決、第2号は同意されました。

また、同企業団より、第2期創設事業実施に向けた計画供給水量についての通知がありましたので、御報告いたします。

本市の平成29年第4回定例会において、本市の平成37年度から47年度までの受水予定水量を報告しましたが、同企業団として、全体を取りまとめた数値が配布した資料になります。計画1日最大供給水量については、全体では平成37年度が最大となり、日当たり6万9,000立方メートル、これまでの数値、日当たり7万7,800立方メートルを参考値として記載しておりますが、この数値と比較して、8,800立方メートルの減となりました。また、前回報告いたしました本市の日当たり、約1,500立方メートルは、対象期間の最終年度である47年度の計画1日最大供給水量であります。企業団としての計画1日最大供給水量は、37年度となりましたので、本市の供給水量については、約1,400立方メートルとなっております。

○委員長

「小樽市人材育成基本方針（改訂版）について」

○（総務）コンプライアンス推進室飯田主幹

平成29年第4回定例会総務常任委員会にて、小樽市人材育成基本方針改訂版の素案をお配りしまして、御議論いただきました後に、その際、御報告しておりましたとおり、パブリックコメントを実施いたしました。既に企画政策室からお配りしておりますとおり、2人の方から計6件の御意見がありましたけれども、いずれも運用面で参考にさせていただく内容でありまして、素案の変更に至るものではありませんでしたので、これを成案とし、新年度から適用してまいりたいと考えております。

○委員長

「個別施設計画策定に向けた市民意見交換会と検討方針のまとめについて」

○（財政）徳満主幹

小樽市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定に向けた市民意見交換会等でいただいた意見と、これらの施設の将来のあり方についての検討方針をまとめておりますので御報告します。提出資料をごらんください。

昨年の各定例会で、経過等を御報告したとおり、今年度は広く市民の利用があり、老朽化が進んでいる施設や、将来、再編の可能性が高い施設などを対象に、市民意見交換会を16施設、利用者等との個別意見交換を8施設で実施したところでありますが、その中でいただいた御意見と、その施設の利用や劣化状況などを勘案し、総合管理計画の目標に向けた具体的な検討方針として整理し、まとめたものであります。

まず、資料には記載しておりませんが、意見交換会全体を通して共通の声として、開催趣旨は説明したものの、具体の計画案を示さない状況での意見交換であったため、早く具体的な計画を示した上での意見交換を求める声が数カ所であったほか、現状の施設に対する課題としては、老朽化に伴う劣化や未修繕、バリアフリー対応や駐車場不足などであり、その改善や対応を求める声が要望として多く出されておりました。また、将来のあり方については、特に銭函地域や塩谷地域では、その地域の対象施設を合同開催したこともあり、総合管理計画の目標の一つであります統合化をイメージした意見交換となり、その方向性に対して前向きな発言が多かったほか、全体的な傾向としても、多くの施設の耐震性が低いことや、老朽化が顕著なことから、施設の再編方針にはおおむね肯定的でありました。

なお、スケジュールについては、昨年御報告した日程でおおむね進んでおり、今定例会に個別施設計画策定事業費として、新年度予算案に計上しておりますが、本計画を平成32年度中に策定する予定であり、今後もこれまで同様に適宜市民との意見交換を行い、庁内の検討委員会での協議とともに、議会への報告を行いながら、計画策定作業を進めたいと考えております。

○委員長

「用途廃止した公有財産の売却について」

○（財政）契約管財課長

用途廃止した公有財産の売り払いについて、御報告いたします。

昨年の第2回定例会における総務常任委員会にて報告いたしました、今年度に売却を予定していた物件は、旧若竹小学校、旧学校給食新光共同調理場及び旧消防署長橋出張所の土地と建物、並びに旧塩谷C住宅の跡地などでありました。それらについて、昨年7月及び9月に、ホームページ等で一般競争入札をする旨の公告を行いましたところ、旧消防署長橋出張所について、複数の入札参加の申し込みがあり、入札を執行した結果、市内の企業に契約金額1,839万400円で売却したところであります。

また、その他の物件につきましては、問い合わせなどはありましたが、結果的に入札参加がなく、入札に至らなかったため、ホームページに年度末まで随時受け付けする旨を掲載したところ、旧若竹小学校について、札幌の企業から購入申込書の提出があり、先月2月22日付で仮契約を締結したところであります。なお、用途廃止の学校の売却につきましては、国の承認が必要であることから、承認を受けた後、本契約を締結する予定であります。

○委員長

「市税等のクレジット納付について」

○（財政）斎藤主幹

平成29年第2回定例会で、補正予算を認定いただいた市税等のクレジット納付について、進捗状況を報告させていただきます。

昨年の第2回定例会でも説明させていただいたとおり、平成30年4月導入に向けまして、作業を行っているところでありまして、具体的にシステム改修については、本市基幹システムの管理を行っているNECとの随意契約により、改修は終了しております。同様に運営サイトの選定につきましては、庁内の関係課職員により、セキュリティーや操作性等7項目について検証し、最も評価の高かったヤフー株式会社との随意契約にて本年4月1日に契約を結ぶ予定であります。これにより、当初の予定どおり、平成30年4月から固定資産税を皮切りに、個人市民税普通徴収、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料について、クレジット納付を開始する

予定でありますことを御報告させていただきます。

○委員長

「平成30年度学校給食費について」

○（教育）学校給食センター副所長

平成30年度学校給食費について、御報告いたします。

平成30年度の学校給食費につきましては、食材価格の動向を勘案し、改定することとしましたので、その内容について資料に基づき御説明いたします。初めに、提供する給食についてであります。

本市の学校給食は、文部科学省の学校給食栄養摂取基準に沿って、栄養所要量の確保を図ることとしています。主食のパンは週2回、御飯は週2回、二、三品のおかずとともに提供しています。麺類、うどん、ラーメン、スパゲティ、焼きそばは週1回、一品のおかずとともに提供しています。また、主食やおかずで不足するカルシウムを補うため、牛乳を年185回、ドリンクヨーグルトを年回5回提供しています。

次に、学校給食費についてであります。

初めに、種類別1食当たり単価ですが、小学校高学年を例に御説明します。表1をごらんください。主食のパン及び御飯については、北海道学校給食会と供給契約を結んでおります。パンについては、対前年比で小麦粉価格が6.66%上昇、砂糖ほか副原料が平均で4.55%上昇、加工賃が2.8%上昇のため、1食当たり2.95%、2.2円の上昇、前回給食費を改訂した平成26年度と比べ、2.38%、1.79円の上昇となりました。

御飯については、対前年比で米の価格が10.07%上昇、加工賃が3.01%上昇のため、1食当たり5.47%、3.52円の上昇、平成26年度と比べ、7.62%、4.8円の上昇となりました。

麺類は、うどん、ラーメン、スパゲティ、焼きそばを市内製麺業者から購入しており、この5年間価格は据え置かれてきましたが、原材料や人件費等、経費の上昇により、今般値上げとなり、1食当たり5.16%、3.7円の上昇となりました。

牛乳については、北海道が地域ごとに入札を行い、納入業者及び供給価格を決定する仕組みとなっておりますが、現時点で価格が判明していないため、これまでの経過から推定し、前年度から1円の値上げでした。平成26年度と比べ、9.17%、3.9円の上昇となります。牛乳以外の飲み物については、年5回牛乳にかえてドリンクヨーグルトを提供するもので、今回は価格据え置きとしましたが、平成26年度と比べ、25%、11.88%の上昇となりました。

おかずにつきましては、前年度と比べ、4.2%、5.37円の上昇となっておりますが、前回平成26年度の給食費改定以降、米飯、パンや牛乳が値上げする中、給食費を据え置いてきたため、この部分を減額して調整を続けてきました。しかしながら、この間の物価上昇もあり、献立の工夫で調整することが限界となったことから、平成26年度と比べ、1.43%、1.88円の上昇としました。

次に、給食1食当たり単価です。

表2をごらんください。それぞれの種類別1食当たり単価に、年間供給回数パン79回、御飯71回、麺類40回、牛乳185回、飲み物5回、おかず190回を掛け、合計額を年間給食回数190回で割って算出したもので、小学校低学年では246.95円となり、9.47円、3.99%の上昇、小学校高学年では、253.26円となり、9.46円、3.88%の上昇、中学校では、305.67円となり、11.85円、4.03%の上昇となりました。

以上により、平成30年4月から、学校給食費を表3のとおり改定します。

保護者に御負担いただく給食費について、1食単価に年間給食回数190回、ただし中学校3年は185回を掛け、12カ月で割ったものが月額給食費となります。小学校低学年では、月額3,910円、小学校高学年では、月額4,010円となり、それぞれ月額150円の引き上げ、中学校1、2年では、月額4,840円、中学校3年では、月額4,710円となり、それぞれ月額180円の引き上げとなりました。

今回の改定につきましては、主食を筆頭に、食材費全般の値上げという要因が大きく、給食内容を維持するため、

給食費の最低限の引き上げはやむを得ないとしたものです。なお、当委員会への報告の後、保護者の皆様に学校給食費改定のお知らせを配布し、周知を図る予定であります。

○委員長

「小樽市文化芸術振興基本計画の計画期間変更について」

○（教育）生涯学習課長

小樽市文化芸術振興基本計画の計画期間の変更について、御報告いたします。

この計画は、平成18年3月に制定された小樽市文化芸術振興条例第7条に基づき、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な振興を図るため、策定されたものであります。

計画の目的は、小樽市文化芸術振興施策の総合的な取り組みを行うことで、市民全てが生涯のあらゆる時期に、文化芸術に親しみ、潤いのある市民生活を送ることを目的としております。

計画期間は、平成20年4月から30年3月までの10カ年としておりましたが、平成31年度には、次期総合計画の策定や文化芸術振興基本計画と関連性のある社会教育推進計画、歴史文化基本構想も平成31年度の策定であり、各関連計画が現在策定準備期間であることから、小樽市文化芸術審議会において、協議、承認を得て、同計画の計画期間を1年延長し、各関連計画と整合性を図りながら、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な振興を図るため、計画期間を変更するものであります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第21号について」

○（総務）津田主幹

議案第21号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づきまして、本市における個人番号の独自利用事務並びに庁内連携の対象となる事務及び特定個人情報、これを定めるとともに、所要の事項を定めるものでございます。

○委員長

「議案第22号及び議案第40号について」

○（総務）職員課長

初めに、議案第22号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例案は、市長、副市長及び教育長の期末手当支給割合について、職員の勤勉手当支給割合の引き上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を据え置くこととするものであります。なお、施行期日は平成30年4月1日としております。

次に、議案第40号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について御説明いたします。

この条例案は、高島漁港区における公益通報等への小樽市コンプライアンス委員会の調査結果に係る、小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、いわゆる分区条例違反とふれあいパス事業に係る小樽市契約規則違反について、市長としての責任をとるため、市長の平成30年4月分の給料月額を10分の5減額するものであります。なお、施行期日は平成30年4月1日としております。

○委員長

「議案第23号について」

○（財政）斎藤主幹

議案第23号小樽市債権管理条例の概要について説明いたします。

昨年、第4回定例会でもパブリックコメントについて説明しておりますので、重複しているところも多くございますけれども、まずは資料をごらんいただきたいと思います。

第1条、条例を制定する目的につきましては、市の債権管理に関する事務処理について必要な事項を定め、事務の一層の適正化・効率化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的にしているものです。

第2条、定義ですが、対象とする債権は、市が保有する全ての債権となります。

第5条、庁内で統一化された台帳の整備を進めるとともに、第6条で滞納者情報の利用について規定いたします。

第7条で督促、第8条から第9条で、延滞金及び延滞金の減免について規定しておりますが、これらは従来、小樽市税外収入徴収条例にて、既に規定されていたものでございます。

第10条から第11条で、滞納処分、強制執行、猶予などの手続について、地方自治法等の規定にのっとり、業務を行う旨規定しております。

また、第12条として、債権放棄について規定しております。債権は全額回収することが原則でございますけれども、債権を効率的、合理的に管理するために、あらゆる手段を尽くしても、なお徴収の見込みのない債権で、生活保護受給や破産による免責、消滅期間満了など一定の条件を満たすものについては、債権の放棄を適正に行います。資料の四角枠の部分にもございますけれども、これらの債権放棄をするには、法令、条例等で特別な定めがある場合を除き、議会の議決が必要であることから、今回、債権管理条例にて特別な定めをすることにより、債権放棄を議会の議決の適用除外とするものであります。これにより、効率的、合理的な債権管理を図りまして、他の回収見込みのある債権に注力することといたします。なお、債権の放棄をした場合には、議会に報告することとしております。

なお、本条例の制定により、従来からありました小樽市税外収入徴収条例は廃止することとしております。

○委員長

「議案第35号について」

(消防本部) 横山主幹

当委員会に付託されております議案第35号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により、平成29年度以降、扶養手当の支給額が段階的に変更されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されましたことから、これに準じた小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の必要が生じたものです。改正内容につきましては、政令で定める基準のとおり、非常勤消防団員等が公務上の災害にあった場合における補償基礎額の加算額の改正のほか、所要の改正を行うものです。なお、施行期日は平成30年4月1日であります。

○委員長

「議案第36号について」

○(消防本部) 総務課長

当委員会に付託されております議案第36号小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

平成30年1月26日に、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、小樽市消防手数料条例に規定する消防法関係の手数料の額を改正するものであります。なお、施行期日は政令の施行日と同日の平成30年4月1日であります。

○委員長

「議案第41号について」

○酒井（隆裕）委員

議案第41号小樽市非核港湾条例案について、提案説明をいたします。

非常に驚いた報告がありました。アメリカと北朝鮮との間で、首脳会談が行われるということでもあります。これまでも北朝鮮に対しては、たび重なるミサイル発射、これに対し、非常に強い憤りを感じ、また、抗議を申し上げてきたところではありますが、これが今、対話によって解決される、そうした道筋が見えてきたということは、大変大きな出来事です。これまで日本政府は、対話のための対話では仕方がない、このように述べ、事実上対話路線を否定しておりましたが、これを覆さざるを得ない、そうした状況になっております。我が日本共産党といえども、こうした対話路線については、大いに歓迎をし、そして、その後の非核に向けて努力をしていただきたいというふうに思います。

その一方で、トランプ政権が公表いたしました核態勢の見直し方針は、大変重大であります。核兵器の小型化、これまでのトマホークにかわる核兵器の開発などを明言されております。このような中、核兵器廃絶平和都市宣言をしていますこの小樽市が、この非核港湾条例案を制定することは、極めて大きな意義がございます。委員各位の御賛同をお願いし、提案説明といたします。

○委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、民進党、公明党、安斎哲也委員の順といたします。

自民党。

○濱本委員

◎小樽まちづくりエントリー制度について

ただいま報告を聞いた中から何点かまずお伺いをしたいと思います。

まちづくりエントリー制度ということで、追加の説明というか、検証内容が報告されました。中身的には大変よかったかなというふうに思います。これで終わりではありませんけれども、途中途中でこうやって制度の検証をするということが、その制度がより定着する、それからよくなっていくという、そういうことにつながるのだろうと思いますし、これこそがまさにPDCAサイクルを回すということにつながるのだろうなというふうに思っております。

できれば前回の報告があったときに、一緒にこの資料もあると大変助かったのですが、この後、いろいろところでやはりそれぞれの事業の中で、こういうPDCAサイクルを回していく中で、議会に対する報告というのは多分必要になってくるのだろうと思うのですけれども、ぜひともこういう報告、タイムリーに、そしてその中身、内容もきちんと議会に報告をしてもらいたいという要望ですが、どなたか、総務部長、答えられますか。

○総務部長

今、濱本委員からお話ございましたが、今までも議会に対しましてはできるだけ丁寧な説明に心がけるということで努めてきたつもりでございますけれども、これからにつきましても、いろいろと事業を進めていく中で、こういった検証をした際には、丁寧に御説明してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○濱本委員

総務部長はそうおっしゃっているのだけれども、前回の報告があったときに、ある意味、市長だってこの報告の内容を聞いているわけですよ。では、バックデータはどうなっているのかと、それを一緒に議会に提出したほうが、報告したほうがいいのではないのかと、私は、市長はやはり議会との関係を考えて、そのぐらいの指示をしてもよかったのだろうと思うのですが、前回のときは市長はそういう指示は出していなかったのですよね。

（「そんな黙りこくらなくたっていいじゃない」と呼ぶ者あり）

○総務部長

前回のときに、市長から直接指示が出たかどうか、今は定かではないのですけれども、先ほど少しお話ししたとおり、かなりPDCAサイクルのことはお話しされましたが、これからやはりいろいろな事業、先ほどもお話ししたように、たくさんの事業を、ほかにいろいろ携わっておりますので、その中でこういった検証結果等が出た場合、今後につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、ぜひ報告は丁寧にしていきたいと思っておりますので、前回につきましては、今、前回ということでお話しされましたけれども、少し定かではございませんので申しわけございませんが、今後につきましてはきちんと努力をしていきたいということで御理解いただきたいと思っております。

(「いやいや、定かじゃなかったら市長に聞いてよ。市長も定かでないのかどうか」と呼ぶ者あり)

○委員長

確認いたします。市長においても定かではないという、今、総務部長からの発言です。何かお言葉はありますか。

○市長

この案件において、濱本委員から御指摘いただく前に、このように検証すべきだということについては指摘はしておりません。

ただ、今、総務部長からもお話がありましたけれども、皆様からおっしゃっているPDCAサイクルのお話もありますが、議員の皆様に対して丁寧な説明をするとともに、さまざまな制度や取り組みに対して、分析や検証を行う上で、皆様にお示しをしていくということは、都度さまざまな場面で職員に対してお伝えをさせていただいているところでございます。

(「しゃべれば丁寧になるってもんじゃないよ」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

私が聞いたのは、事前に指示をしたかどうかということだけでありまして、そこから先の話は、先ほど総務部長からも答弁あったので要らないわけですよ。

委員長、申しわけないですけれども、やはり明確かつ簡潔な答弁を促してもらいたいと思っております。

◎小樽市自治基本条例について

それでは次に、自治基本条例についてお伺いしますけれども、平成26年4月から丸5年目に入るわけですよ。見直しをするということですが、最初に、この条例というのは、市、議会、市民、それぞれに定義がありますけれども、それぞれ条文があるわけですよ。議会は議会の条文があるし、市長には市長の条文があるしと。この見直しをかけるときに、議会の部分を今回見直しの対象にしているのでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今回の自治基本条例の見直しといたしますか、見直しが必要かどうかの検討に入るということで、平成30年度進めていきたいと考えております。自治基本条例の見直し要否ということですので、全ての条文について、その条文の内容の適否ですとか、今の小樽のまちづくりに適しているかどうかの検討を30年度に進めていきたいということでもあります。

○濱本委員

全ての条項、条文ということであれば、議会に対する条文、条項に関して言えば、これは議会に聞かなければダメなのではないですか。でも、先ほどの説明の中では、議会からの意見聴取とかそういうものはセットされていないようですけども、その点についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

先ほどの報告の中で、最後に少し触れさせていただいたのですが、定例会での報告とあわせて、その都度、場面場面で協議しながら進めていきたいということでお話ししたのですけれども、今、これから各条文の取り組み状況について、事務局を中心に取りまとめようと思っております、当然、議会の取り組み状況についても、これから

協議するような場面を設けて、取り組み状況等について整理していきたいというふうに考えております。

○濱本委員

あんまりよくわからないのですけれども、ほかの市町村では、やはり5年を超えない期間の中で見直しをかけると言って、いわゆる検討委員会みたいなものを設置しているところもあるわけですね。その検討委員会の構成員に、例えば小樽市総合計画と同じように、議員を入れているところもあるわけですよ。それはなぜかという、この自治基本条例の中に、議会の条文が入っているからこそ入れているわけですね。だけどこれでいくと、庁内会議はつくるけれども、庁内でやるのでしょうか、フォーラムとかがあるのだけれども、そういうその有識者による素案をつくるための検討会議みたいなものは想定されているのですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今回、御報告いたしましたのは、平成30年度中にやるスケジュールとしましてお示しさせていただきました。

確におっしゃるとおり、フォーラムという形で議会も含めて市民の皆様、要は三者を介して、いろいろ条例見直し要否に関する意識、意向を探る目的で、フォーラムという形でやりたいと思っております。それらを踏まえまして、パブリックコメント等も踏まえまして、今年度末までには、条例の見直しが必要かどうかということをして市として判断していきたいというふうに考えております。この場合に、もし見直しが必要というふうになれば、31年度以降に条例見直しを検討していく、条例の素案等も検討していくことになります。

今、想定しておりますのは、その条例見直しが必要かどうかという判断になった場合に、それ以降の検討については、市民、議会、市が入った三者の協議の場などを設けて検討を進めたいというふうに考えております。

○濱本委員

そうすると、実際、もし見直しが必要かどうかという判断、例えば議会が自分たちのところを規定している条文の見直しが必要、議会ですからも提案できますけれども、例えば市民の皆さんはどう考えているのかとか、そういうものを踏まえたときに、今言っていたのは、もし見直しが必要な場合は、平成31年度、そこでやるということなのですか。30年度ではやらないということですか。できないからやらないのか、そうではなくて、では現実問題見直しが必要ということになると、2年がかりでやるということですか。どうですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

まず条例上のこの条例の見直しに関する条文ですけれども、第36条第1項では、「市は、この条例の施行の日から、5年を超えない期間ごとに、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討します」。第2項で、「市は、前項の規定による検討により、必要に応じて、この条例を見直します」という規定になっております。

まず、5年を超えない期間ごとには、まちづくりにこの条例が適しているかどうかの検討をするということになっております。その結果、必要に応じて見直すということになっておりますので、いろいろフォーラムですとか、市の検討ですとか、当然議会との協議を踏まえて、年度内にある程度方向性を出して、平成31年度以降に見直しが必要ということであれば、その条例の見直し作業をしていきたいというふうに考えております。

○濱本委員

今の第36条を読むと、5年を超えない期間ごとに適しているかどうかを検討しましょうと。第2項で、「前項の規定による検討により、必要に応じて、この条例を見直します」ということなので、2年がかりでやりなさいなどという書き方ではなくて、私の理解では、条例が適しているかどうか検討しなさいと。検討して、適していないということであれば、速やかに見直しをしなさいという意味だと思うのですよね。そうすると、別に2年がかりでやらなくてはならないという根拠には、ここの書き方でいくとならないと思うのですが、いかがですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

確におっしゃるとおり、2年かけてというような条文ではないのですけれども、今回、条例を施行してから初めての見直しの機会ということで、十分皆様にこの条例を知っていただく期間ですとか、それから慎重に検討して

いきたいということで、一応説明させていただいたスケジュールでというふうに考えております。

○濱本委員

慎重にというのはあるのですが、できればやはりこういう理念条例ですから、タイミングとしては、平成31年は、改選期なので、その前に見直さないなら見直さないでもいいのですけれども、結論を出して、結論が出た以上は、例えば見直しが必要だという結論が出た場合には、やはり選挙の前に、それは市民にきちんと見せて、やはり議会としても、皆さんが提案されたものを議決するというのは、やはり責任ではないかなと思うのですよね。改選期だから先送りするというのではなくて、きちんとやはり我々の任期のうちで、もう5年目になるわけですから、決着つけるということが必要だと思うのですが、いかがですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

この見直し作業を検討していくに当たって、スケジュール等をこういうふうに考えたのですけれども、余り改選期云々という部分は頭に入れないで、あくまでも慎重に、この条文に違反しない限りでじっくりやりたいなということで、スケジュールを組ませていただいたところです。御理解いただければと思います。

○濱本委員

まあ、いいです。早くやることで、ずさんになったらだめですけれども、やはりできるだけ早急に見直しというか、検討をした上で、必要かどうかということ結論を出して、必要だということであれば、それに見合う条文づくりをしなくてはならないので、精力的にやってもらいたいと思います。それで、そのときには、議会のところに関して言えば、やはり議会、これは皆さんが決める話ではないですから。きちんと議会の意向を確認する手だてをとってもらいたい。そちら側でつくって、ある意味見直しが必要ということですよ。挙がってきました、議会の部分も変わっていましたが、議会がそれを修正しなくてはならないとかというふうになるべき性質の条例ではないと思うのです。私は。だからその点は十分丁寧にやってもらいたいと思いますし、市長、そういう指示をぜひ原部、原課に出してもらいたいと思うのですけれども、いかがですか。

○市長

今、担当主幹からもお話しさせていただきましたが、当時、小樽市自治基本条例をつくるに当たっても、やはりそれを策定するに当たり、議員の皆様はもちろんですけれども、市民の皆様、庁内においてもそうですが、この内容について、かなり深い議論に至っていたというふうに聞いているところでございます。

これをやはり見直しにするということに当たっては、やはり慎重を期さなければならないという考え方においては、庁内で議論している中で、大変強くお話の中で出てきているというふうに思っておりまして、その中で今、主幹から答弁させていただいたように、まずやはり重要なことは、現在あるこの自治基本条例、その要否について、やはりしっかりと内容をどうするかということを方向性を定めてから、それに向けて判断された後に取り組んでいくということはこのたび庁内の中では考えに至ったところでありますので、まずはこのスケジュールの中で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

（「いやいや、委員長、答えになっていないって。まともに答えてくれないと困ります」と呼ぶ者あり）

○委員長

市長、今、濱本委員からも質問がありましたが、その都度適正に検討、見直ししていく、そういうことを指示していただけますかという。

（「いやいや、違うって」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

私が言ったのは、もし最終的に見直しをかけなければならない修正案が出てきました、改正案が出てきました、議会の部分の条項も変わっていましたが、議会はそれに反発をして、またその修正案を出しましたみたいな話は、こ

ういう条例にはそぐわないので、ぜひとも見直しをかける段階の中で、いろいろなステップがあると思いますけれども、議会ときちんと意見聴取をしながら、くみ上げてもらいたいなど。そういう指示を市長みずからが原部、原課にしてくださいねと、それを言っているの。指示しますと言えば済むだけの話、余計なことを言わなくていいのだよ。

○市長

今の過程におきましては、自治基本条例内にもうたわれていることでございますから、私自身が指示する、しないにかかわらず、それをしっかり進めていくことが重要であるというふうに思っているところでございます。

(「どこに書いてあるの」と呼ぶ者あり)

○委員長

改正するということではそうなのだけれども、市長、もう一度。

○市長

いわゆる自治基本条例の理念として、市民の皆様と議会と市民と協働の中で取り組むということが、いわゆる条例の中でうたわれていることでもありますから、この改善を図る、いわゆる自治基本条例を直すといった段階において、議員の皆様にも固めたものを提出するのではなくて、議員の皆様と対話をしながら進めていくということは当然のことだというふうに思っておりますので、それについて私自身が指示する、しないにかかわらず、そのようにやっていくことが大切なことだというふうに思っているところでございます。

(「だめだって」と呼ぶ者あり)

(「途中までよかったのに」と呼ぶ者あり)

(「何で指示しないの」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

あなたは市政のトップリーダーだと常日ごろから言っているわけですよ。こういう自治基本条例の見直し、検討しなくてはならないと言っていたときに、議会側から、今私は議会の条項に関して言えば、議会ときちんと接触をして、間違いのないようにしなさいという、そういう指示をしてくださいよと言っただけですよ。やるのが当たり前、そんなものはわかっているのです。わかっているであえて市長みずからがきちんとトップリーダーと言うのであれば、組織に対して粗相のないよう、遺漏のないようにやりなさいよと指示を出してくださいと言っているだけです。できないのですか、そのようなことが。

○市長

ですから、議会の皆様はもちろんですけれども、これは市民の皆様と市と議会と、やはり三者協働で、この自治に対しての基本条例をうたわれている内容でございますので、ですからその観点において、私自身が指示というような形をとらなくても、そのように取り組んでいくことが本来の本筋だというふうに思っておりますので、このように考えているところでございます。

○濱本委員

やはりトップリーダーとして、きちんと指示を出すものは出さなければだめですよ。そうでないと組織は動かないわけですよ。説明員の方に聞きますけれども、今の市長の発言で、皆さんが議会ときちんと接触をして、遺漏のないように進められるお墨つきをいただいたというふうに思いますか。

○(総務)企画政策室安部主幹

自治基本条例に基づく当然の理念として、情報共有なり協働ということがうたわれておりますので、当然、それを踏まえて、今、市長からそういうふうなやれというふうな指示を受けたものと考えております。

○濱本委員

それで、話を変えましょう。

先ほどは、私は議会側を規定する条文があるのでという、そういうお話をさせてもらいました。小樽市の自治基本条例の中に、市長を規定する部分もたくさんあります。市長は就任当初、自治基本条例のブラッシュアップとかと議会ではよく言っていましたけれども、市長自身の認識として、今この小樽市の自治基本条例の市長を規定している条文の中で、これは足りないとか、もう少し丁寧に書けばいいだとか、何かしらの感想はありますか。思いがありますか。

○市長

現在、私自身がこの場でこれをああすれこうすれという思いを持っているわけではございません。

(「いやいや、ああすれこうすれって……」と呼ぶ者あり)

しかしながら、先ほど来からお話ししておりますけれども、やはりこの関係におきましては、今これからこの条例の内容においてのまず要否を、いわゆる変えるかどうかということの判断をしていくために、この間、1年間、今スケジュールを示させていただいた流れの中で取り組んでいくということになりますので、その中で市民の皆様の声も聞きながら、そういう思いが出た場合におきましては、そういうお話は私からもしていきたいなというふうに思っているところでございます。

(「あなたがブラッシュアップって言ったから聞いてんでしょ。何をブラッシュアップするの」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長にもう一回、濱本委員の質問の項目なのですが、市長として何か変えるだとか、思いがある部分というのがありますかという質問だったと思うのですが、それは今言えないということでもいいのですか。

○市長

ですから、今、現段階において、私から何か、ああだこうだということを使うつもりはありませんということで、最初に答弁をさせていただいたところでございます。

○濱本委員

言うつもりはありませんと、私が言っているのは、ほかの条文ではないですよ。市長が主語になっている条文の中で、市長は最初からブラッシュアップしたいとかと言っていたではないですか。これは、書き方がまだ不十分だとか、こういう文言を入れたほうがいいかなとかと、そういう思いはないのですかと聞いたのです。それが実現するかどうかは別ですよ、そんなもの。ないのですかと聞いたのです。ないならないでも結構です。

○市長

現状において、私で何かを決めつけて入れたいという項目はありません。ですから、先ほど来からお話ししているように、この自治基本条例を見直しするに当たって、フォーラム等を通して、私の考えのみならず、多くの方々から御意見をいただいた中で、その足りない部分であったりとか、または改善を図ったほうがいいということが私自身の中で芽生えたりとか、考えが浮かんだ場合におきましては、皆様にも投げかけさせていただきながら取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○濱本委員

今の答弁で、市長が単なる言葉をもて遊んで、自治基本条例のブラッシュアップだとかと言っていたというのはよくわかりますよ。問題意識を持っていたら、ここが問題だというのが見えてこなかったらうそでしょ。これは何も調べていないのですよ。そういうのがまさに今の答弁で露呈したというふうに思います。

市長は小樽市以外の自治基本条例で印象に残るとか、見て印象に残ったところというのはありますか。

○市長

今、何も手元に持っておりませんし、その印象について、この間、どこかの町ということのを思い浮かんだところはありません。

○濱本委員

いやいや、私が聞いたのは、どこかの町の自治基本条例を見た記憶がありますか。

○市長

恐縮ですが、ここ最近は見えておりませんので、町の名前とか、現状においては言いようがありません。

○濱本委員

市長もたくさん仕事があるでしょうから、忘れてしまうのかもしれませんが、例えば市長を規定している条文の中に、これは神奈川県厚木市ですけれども、市長の役割及び責務というところで、第12条第1項、「市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない」。第2項、「市長は、政策等の意思決定に至る経過等について、多様な方法により市民への説明責任を果たさなければならない」。第3項、「市長は、毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況について説明しなければならない」。厚木市というのはこういうふうに規定しているのですよ。小樽市は残念ながらここまでは規定していないのです。だから私は、こういう規定が必要ではないのかということ、市長はあんまり見ていないようですから、ひとつ市長に、この後、時間があつたら厚木市でも見てもらえれば役に立つかなというふうに思います。

自治基本条例、検討して見直しが必要だということであればということですが、少なくとも議会側もそれなりの対応をすべく準備をしなければならないというふうに思っております。

◎札幌国際エアカーゴターミナル株式会社の株式について

それから、報告の中で、エアカーゴの売却の話なのですが、結局、簡単に言えば、売るので、株価は教えられないよということなのだろうと理解していますけれども、まず少し確認をさせてください。このエアカーゴは、非上場企業ですよ。

○（総務）企画政策室尾作主幹

はい、エアカーゴにつきましては、非上場企業です。

○濱本委員

小樽市は株主ですけれども、決算書は毎年もらっているのですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

はい。決算書は毎年度もらっております。

○濱本委員

それは、小樽市情報公開条例を使ったら、我々は決算書を見られるのですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

申しわけありません。それは後ほど確認をさせていただいて、御報告させていただければと思います。

○濱本委員

1株5万円ですから、2万株あって、うちが200株ですから、1%の株主ということになりますよね。それで、非上場の企業であっても、株主配当というのはあると思うのですが、この持っている株というのは、配当のない株ですか、配当のある株ですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

もちろん株式ですので、期別ごとに、もし売り上げがよければ、株主への配当は出てくる形になります。ただ、エアカーゴに関しましては、毎年決算でも報告していますとおり、特段配当金というのはいっていない状況でした。

○濱本委員

株主配当ができないような決算内容なのですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

先ほどお配りしております資料で、資本金10億円というふうになっているのですが、当初10億円資本がありまして、毎年度一定程度、売り上げがプラスマイナスで言いますと、マイナスの状況が続いておりまして、資本金を取り崩しているような状況でありました。ただ、近年は、だんだん海外の貨物の増加がありますので、ふえてきているような状況です。ただ、まだ配当するだけの売り上げは出ていないというような状況になっておりました。

○濱本委員

そうですか。こういう非上場の株式、例えばどうやって額面の値があるのかなのかというのもあって、できれば小樽市は1,000万円出資しているの、こういう非上場、もしくは親族会社みたいなところの株式評価というのはなかなか難しく、資産で割り返して1株当たり幾ら価値があるのかとか、利益で見るだとか、いろいろ多分あるのと思うのですが、今のところ見込みで出資金以上に戻る可能性はあるのですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

先ほど報告させていただきましたとおり、現時点で株式価値は非公表にするように申し入れがされております。ただ、実際今、公募をするに当たりまして、国から実施方針なり募集要項が提示される段階では、その額も実施要領等に記載するというふうに話を聞いておりますので、そのゴーサインが出ましたら、金額についてはお示しできる形になります。

○濱本委員

これは財政部に聞きたいのですが、1億円の出資金がもし評価額が額面より下がったときに、自治体の中での処理というのはどういう処理になるのでしょうか。民間の企業だったら特別損失を出せばいいだけの話なのですが、実際の会計上はどのような処理になるのですか。

○（財政）財政課長

実際の会計の部分におきましては、単年度会計という形になっておりますので、過去の例えば出資金の部分で、マイナスの損失が出たとしても、その部分は今年度の例えば決算とかでマイナス分を計上するとか、そういう形にはなっておりません。

○濱本委員

反映されないということなのですね、わかりました。希望的な観測ですけれども、1,000万円が2,000万円になっていればいいなど、もしくは5倍ぐらいになっていると、大した、財政が苦しい小樽市にはいいかなというふうに思っております。公表され次第、ぜひともお示ししてもらいたいと思います。ということは、もし単年度で処理しているのだけれども、1,000万円のやつが2,000万円になりましたといった場合には、収入で上げるときはどうやって上げるのですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

市の先ほど報告しましたときには、平成31年度の歳入予算に計上する予定だというふうに報告させていただきました。配当金などもそうですけれども、財産収入という科目がありますので、そちらで受けるような形になります。

○濱本委員

実際にお金が入るのがいつなのかはわかりませんが、平成31年、来年の予算ですね。来年というか、再来年というか、31年度の予算ですね。できれば早く売れて30年度の補正予算にでも計上してくれれば、少しは財調に積み上げもできるのかなというふうに思いますけれども、わかっただけでとりあえずお示しください。

◎ふるさと納税について

それから、ふるさと納税で代表質問の中でも再質問、再々質問の中でもさせてもらいましたけれども、やはり少し今の制度が私は腑に落ちません。

市外の皆様が小樽市のためにと送ってくれました、返礼品のコストはかかります。その他もろもろのコストがかかります。その分のコストは、とりあえず 1 回は一般会計を見てあげるけれども、その後からは一般会計返してねという、小樽市と違うやり方をしている他都市もあるというふうに、3 種類ぐらいあるというふうに説明を受けましたが、やはり入ってくるもの、出ていったもの、残りのもの、ではそれをどうやって有効に使おうかという、一般会計全体の大きなくくりではなくて、その市外の皆さんが送ってきたもの、使い道を指定されて送ってきてもらっているものもありますけれども、やはりそういう考え方できちんと入ったものと出せるもの、使えるものという区別をする制度が、私はやはり必要だと思うのですが、改めてどなたか、不要だとお考えなのか、今の制度で十分だと思うのか、そういう制度に変更することも検討の余地があるのか、その点についてはいかがですか。

○（財政）菊池主幹

ふるさと納税の制度、代表質問の中では充当ということに関して御質問があったかというふうに考えております。

まず、簡単にふるさと納税制度の現在の運用の仕組みを説明させていただきます。ふるさと納税をいただきましたら、一旦基金に積むこととなります。それに対応して、お礼の品は歳出予算を執行して、寄附者へ送付いたします。あくまで歳入が確保される段階で、歳出が執行されると、そういう形になっております。

現在、こうして前年の 2 月 1 日から 1 月 31 日までに、ふるさと応援基金にためたものを翌年度の予算編成時に財源として活用するということによって、先に使っていた一般財源が、実際の取り崩しに伴いまして、特定財源として活用することにより、一般財源に余裕ができるという考え方でやっております。充当の運用の仕方が、今こういうふうな形であります。その中で、現時点の運用に関しましては、新年度予算の歳入歳出が確定した段階で、その後財源対策として充当するということによって、一般財源に余裕ができ、財政調整基金からの取り崩しを少なくするというところに寄与する仕組みであります。

それから、委員の御指摘の部分で、ふるさと納税の歳出予算、約 4,830 万円計上している、この経費がかかっている、それに関しての制度の仕組みが必要ではないかと。先日の答弁でもございました道内の 9 市中 6 市が小樽市と同じようなやり方、それから残り 3 市が返礼品等の事務経費に充当しているという形でやっております。その中で、現在、小樽市の考え方といたしましては、寄附者に感謝の意を伝え、そしてきちんと使っていますという形の姿勢をお見せしたいことから、寄附は寄附としてこのように使っていますというような形で予算を編成しております。充当事業に関しましては、市民への公表は、今後、市のホームページ等で公開していくという形で考えております。

それから、9 市中 3 市、制度の改正が必要ではないかということでもありますけれども、本市においては新たな制度を導入したという形もありますので、この充当等のやり方に関しては、今後、研究してまいりたいというふうに考えております。

○濱本委員

寄附をした人が、自分の寄附をしたお金がどう使われているかというのは、自分のところへ戻ってきたものも自分のお金が使われているという、そう思っているのは当たり前ですよ。検討したいということですから、ぜひとも研究して、検討して、やはりきちんと入った分と出ていく分とわかるような、そういう制度に変えてもらうことが、本当の意味で寄附をしてくれた人に対する情報開示の責任の果たし方だと思うのですよね。1 万円もらいました、あなたに 4,000 円のものが行きました、1,000 円の市役所の経費がかかっています、でも残りの 5,000 円はこういう人に使いました、これが正直なやり方ではないでしょうかね。ぜひ研究して、結論を出してもらいたいと思いますけれどもいかがですか。

○（財政）次長

まず、総務省の通知で少しお話しさせていただきたいのですが、当該寄附が、ふるさと納税の寄附というのは、経済的利益の無償の供与という形で行われておりまして、返礼品につきましては、それが寄附の対価として

ではなく、一応別途の行為であるということで行われているという事実関係があることが前提という意図、通知があるということで、ただ、委員がおっしゃるとおり、コストがかかっているというような形の部分で、あとこの対価という形になりますけれども、ただ本会議でもあったように、多額の寄附が来た場合には、財政調整基金を超えるような、返礼品の部分で使わなければならないということになりますと、それは一般財源に影響を及ぼす形になりますので、その辺は将来に向けて検討させていただきたいというふうに考えております。

○濱本委員

ぜひ検討して、通知は通知でわかるのですよ。わかるけれども、見える形にしてくださいということで、願いをしておきます。

◎北海道新聞の報道に係る市長の発言について

最後に、3月10日の北海道新聞の報道で、予算特別委員会が修正案を可決しましたというところで、市長が委員会閉会后、「銭函で水難事故が発生した場合、議員はどう責任をとるのか。予算に一部の議員が協力しない状況は大変残念」と述べたというふうに書いてありますが、これは事実ですか。

○市長

はい、事実でございます。

○濱本委員

まず一つ、「銭函で水難事故が発生した場合、議員はどう責任」、これは否決をしたからここへ書いているのでしようけれども、だったら逆に言いたいのは、昨年水難事故が発生した後、どうして速やかに市長はこの当初予算で挙がってきた予算を補正で組まなかったのですか。そういうことになりませんか。事故があった後になぜ補正で出さなかったのですか。第3回定例会でも第4回定例会でも出せたではないですか。なぜ出さなかったのですか。

(発言する者あり)

○市長

このたび、消防本部から予算について皆様に御提案させていただいたときに説明を申し上げているかと思えますけれども、機材を購入するということだけではなくて、それに基づきたいわゆる事故防止のための体制、取り組み、それも含めてお話をさせていただいているところでございます。やはりその体制やその状況等を組むに当たって、また、水難救助において事故を防ぐためにどうするのかということの検討に含めて、当然時間を要するということから、残念ながら第3回定例会、第4回定例会では提案をできなかったというところでございます。

○濱本委員

何か答弁がよくわからないのですよね。何を言っているのかという感じなのです。何を言いたいのか。質問に対して簡潔に答える、やはり、私が聞いたのは、市長が昨年水難事故を受けて、消防にいわゆる水難救助のチームが必要だというふうにもしそのとき思っていたのだったら、第3回定例会でも第4回定例会でも出せたのではないのかという話をしているわけですよ。その答えは、その時点ではそんなことは考えていませんでしたと、自分としては、市長としては考えていませんでしたという答弁で済むのですよ。いま一度聞きますけれども、その時点では、そういう水難救助のチームが必要だ、予算計上をしなければならない、第3回定例会か第4回定例会のときに、そういう思いはなかったのですか。

(発言する者あり)

○市長

水難事故を防止する、なくしたいという考え方においては、私自身も思ったところでございます。しかしながら、それをチームとして、昨年その事故が起きた直後に、すぐ組めるか組めないかということは、私自身も含めて見通しかなかった状況でありますので、そのときにすぐチームをつくるべきだということで、私から消防本部に指導、指示はしているわけではございません。

○濱本委員

そうやって言えばいいのですよ、最初から。事故はあったけれども、担当の消防本部に、いわゆる水難救助のチームをつくるための研究をして、速やかに予算計上できるようにしなさいと指示していなかったということですよ。

それと、その次に、「予算に一部の議員が協力しない状況は大変残念」だと、これはどういう意味ですか。議会の権限というのを理解していないのではないですか。議会は監視機能、牽制機能を持っているわけですよ。だから予算編成に関して、予算に対して議決権を行使できるわけですよ。正常な議決権を行使したのに、協力できない状況は大変残念だというのはどういうことですか、これ。議会の存在を無視しているのですか。

○市長

全く無視はしておりません。今おっしゃった機能を否定するものでもございません。

しかしながら、このたびその事故をなくしていこうということで、市で、特に消防本部の中で、改善策も含めて予算提案をさせていただき、今年度以降においては、昨年度まで続いていたそのような死亡事故等をなくしていく、未然に防いでいきたい、そのようなことを鑑みながら、その取り組みについて御説明をし、その中で議員の方々がそれを否決のほうに回られたということから、それに伴う協力が求められなかったということでお話をさせていただいたところでございます。

○濱本委員

市長、本末転倒という言葉を知っていますか。議会が協力しないのではなくて、議会が協力できるような予算を出さなかった市長の責任ではないですか。提案権は市長ですよ。それをこんな議会に責任転嫁するようなコメントを出すなど、私はいかがなものかと思うのですけれども。議会が協力できるような予算であれば、理解できる予算であれば、そんなものはすぐ可決していますよ。なぜできないか。説明が足りないからなのか、根拠が不十分なのか、自問自答して考えてみればいいのではないですか。なぜ我々が修正案を出したのか、出さざるを得なかったのですよ。出したくて出したのではないです。出さざるを得なかったの。そうは思っていないでしょう。どうですか。議会が修正案を出して、可決せざるを得なかったのだという、私らはそういう意識です。市長はその意識を理解できますか。

○市長

先ほど来からお話ししていますように、議員の皆様が我々から提案させていただいた予算案に対しまして、可決しないし否決をされるということは議員の権限ですから、私からそれについていい悪いということ表現するわけではございません。

(発言する者あり)

(「残念だって言ったじゃない」と呼ぶ者あり)

いい、悪いとは言っておりません。しかしながら、私たち自身といたしましても、先ほどからお話しさせていただいているように、今まで銭函海岸を中心に水難事故が多発しているという状況から、その改善策について、予算案を提案させていただき……

(「市長、質問に答えてくれ。それは余計なことなんか要らないって」と呼ぶ者あり)

(「委員長、とめたほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

(「演説会じゃないんだから、ここは。とめてくださいよ」と呼ぶ者あり)

ですから、この中においての私たちのほうでは、必要な状況として、万全な内容として御提案させていただいておりますので、濱本委員からそれについては理解されているのかという御指摘がありましたけれども、なぜ、私たちはその提案したものに対して否決をなされたのかということにおいては非常に残念だというふうに思っておりますし、その点については私自身は理解はできません。

(「だから、それが何なのかって聞いて……」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

もう時間ですからやめますけれども、残念だ、ではないのですよ。私らが修正案を出したということの意味合いを市長は理解できないだけの話なのです。

(「それが残念なのです」と呼ぶ者あり)

あなたが理解できない、自分自身が本来残念な話なのですよ。ある意味では本当に不毛な質問です。もっとやりきちんとした政策の質問、どうやって事業を制度化していくのか、組み立てるのか、そういう議論をもっともったあったですよ。4年の任期のうちの3年がもう過ぎました。総務常任委員会に所属しながら、そういう議論がほとんどできなかったというのは、大変残念です。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時33分

再開 午後 2 時49分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎北海道新聞の報道に係る市長の発言について

それでは、質問させていただきたいと思いますが、まず、先ほどの濱本委員の質問に関連してでございますけれども、一部の議員が協力しないというふうにおっしゃられたそうではありますが、一部の議員とは一体誰ですか。

○市長

ここにおいて、その一部の議員という表現についての個人名については、差し控えさせていただきたいと思っております。

(発言する者あり)

○酒井（隆裕）委員

おかしいのですよ。一部の議員というふうな言い方をしたというのは。修正案が2本出されて、共産党も修正案を出しました。そして、採決のときには原案を否決で出しているのですよね。それであれば、全ての会派、それに対して協力しないということになるのではないのでしょうか。改めて一部の議員とは、どの会派を指しているのかお示し願えますか。

○市長

今もお話ししましたがけれども、その個人名であったりとか、会派については私からお話しするのは差し控えさせていただきます。

○酒井（隆裕）委員

自分でお話しされたことなのです。本当にこれは失礼なことだというふうに思いますよ。大体、水難事故が発生した場合は、議員の責任だみたいにとられるような発言をするということ自体がおかしな話ではないですか。市長が問題発言をされたということについては認識はあるのですか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○市長

問題発言をしたというふうには思っておりません。

○酒井（隆裕）委員

非常に私は残念に思っています。水難事故は起こってほしくないというのは、小樽市民の全員の願いであります。各会派の皆様も同様の認識だと思います。

しかし、市長の思いつきで行わなければならないということについて、否定的な意見が出た、我々日本共産党も、予算そのものについては否定はしなかったけれども、それをなぜ行わなければならないのかについては、問題点を挙げて指摘をさせていただきました。これ以上、議会を愚弄するような発言はしていただきたくない。みずからの責任において行っていただきたい。責任を転嫁するようなまねはしていただきたくないというふうに思います。

◎組織改革について

あともう一つ、非常に気になったのが、第 4 回定例会の中で組織改革については否決された、その後、4 月の人事はどうなるのだということがあります。以前にも、市長の思いつきで課が設置されるということがありましたけれども、今回はそういうことはないですね。

○（総務）職員課長

そのようなことはないというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

確認されたのでよいと思います。本来であれば、そういったことは絶対あるべきではない話でした。

◎観光地での自衛隊訓練について

そこで、質問したいというふうに思うのですが、まず、観光地での自衛隊訓練についてお伺いしたいというふうに思います。

一昨年、おたるドリームビーチにおいて、自衛隊の訓練が行われ、それについての否定的な声も寄せられ、その中で、昨年はそういったことは行われなかったということでもありますけれども、実際として天狗山の中で災害時の通信訓練が行われたというふうに聞いております。昨年での状況は、どのようなものだったのかお伺いしたいと思います。

○（総務）総務課長

天狗山で行われた通信訓練ということでよろしかったでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

9 月 4 日から 6 日にかけて、陸上自衛隊の第 7 師団が、天狗山山頂にて、大規模災害時の通信訓練を行ったということでございます。

○酒井（隆裕）委員

その情報についてというのは、小樽市としてつかまれている、どのように対応されたのか、それをお伺いしたいと思います。

○（総務）総務課長

もともとこの情報については、酒井隆裕委員からお話がございます、私どもは把握していなかったものですから、観光振興室、それから小樽天狗山ロープウェイに情報を聞き取ったということでございます。

○酒井（隆裕）委員

これからもそういったことが拡大されるということは想定されるわけであります。

例えば、市が所有している場所であれば、市に情報がいくでしょうけれども、民間が所有している場所となると、なかなか情報がつかみ切れないというふうに思いますが、市としてどのように情報を把握していくおつもりなのかお伺いしたいと思います。

○（総務）総務課長

委員がおっしゃるとおり、市の施設であれば、今、私ども全庁的に何かそういった照会があれば、総務課に情報をよこしていただくというような形でお話をさせていただきますけれども、市の管理している以外のところで、そういったような情報があった場合はなかなか把握し切れないというのが実情でございますので、一番早いのがもしかしたら共産党からかもしれませんので、そういったことがあれば、情報をお聞かせいただければと思っております。

○酒井（隆裕）委員

それではやはり市の責任を果たせないのですよ。全く情報が入っていなかったのかといたら、そうではありません。港湾室管理課にその旨情報は寄せられていたというふうに聞いております。

それから、実施には至らなかった件についても、用地管理課や観光振興室に情報が寄せられていたというふうに聞いております。そういった点で、総務課として、しっかりと情報収集に努めていくということにさせていただきたいと思うのですが、その点ではいかがですか。

○（総務）総務課長

先ほど答弁しましたとおり、繰り返しになりますが、全庁的な、把握している部分については、総務課に情報をもたらすことになっておりますので、そういった点につきましては、把握には努められますけれども、市の管理以外のところでは、なかなかつかみ切れないというのが実態でございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは困るのですよね。各担当部課が、それぞれ勝手に判断できてしまうことになってしまうのです。そうではない、やはり小樽市としてしっかりとそういった関係部課からそういった情報が寄せられた場合には、総務課に集中するようにと、その上で協議をして、どういったことを考えていくのかということを決めていくというのが必要だと思うのです。だからこそお話ししているのです。

○（総務）総務課長

繰り返しになりますが、酒井隆裕委員がおっしゃるのは、総務課でそういった市の情報をきちんと集約するよというお話でございますけれども、それは全庁的にやっております。ただ、市以外のところで行われているところについては、なかなか把握し切れないということです。ただ、照会のあったものについては、総務課に集約するような形で考えております。

○酒井（隆裕）委員

しっかりと務めていただきたいというふうに思うのです。

ところで、この災害時の通信訓練でありますけれども、そもそも天狗山で行わなければならない理由というのはあったのでしょうか。

○（総務）総務課長

天狗山でなければならなかったのかということについては、実際のところはわかりませんが、ただ訓練を実施するに当たって、さまざまな環境的な条件とかがあろうから、その中で最適なところということで選ばれたのだろうというふうには考えております。

○酒井（隆裕）委員

天狗山でなければならない理由はなかったというふうに思います。

ここで伺いたいのが、今後、観光地での訓練実施について、小樽市としては、どのように考えられているのか伺いたいと思います。

○（総務）総務課長

観光地の訓練ということでございますけれども、以前からお話ししておりますとおり、やはり観光客の観光活動ですとか、観光のイメージが損なわれると、こういった懸念はあるかとは思っております。

○酒井（隆裕）委員

イメージが損なわれる危険というのが、そもそも自衛隊訓練そのものを否定しているわけではないのです。適切な場所で行っていただきたい、そして、適切な理由のもとに行っていただきたいというものであります。天狗山にそういった訓練をしなければならない理由というのは、私はなかったのではないかなと改めて思います。

◎平和問題及び非核港湾条例について

平和問題に関連して、少しお伺いしたいのですが、先ほど提案説明の中でも紹介いたしましたけれども、米朝首脳会談、すごいビッグなニュースですよ。市長は率直にどういうふうな御感想をお持ちですか。

（「国際問題に発展するから気をつけたほうがいい」と呼ぶ者あり）

○市長

私自身もテレビ等のニュースにおいての情報等しか把握ができていないところでもありますけれども、今まで米朝においては、相入れない状況が続いていたというふうに認識をしておりましたので、それを韓国の方々が北朝鮮やアメリカに対して、間に入っていろいろ動かれていく中で、最終的にトランプ大統領がそのような判断をなされたということに対しては、私自身も大変驚かされたところでございます。

○酒井（隆裕）委員

本当に驚かされたのですよね。余りこういうことを聞いてもぼろが出ると大変なので言わないのですけれども、非核港湾条例を提案のときに、代表質問の中でも我が党の新谷議員が質問したのですが、総務部長は、条例提案することは越権行為だみたいなニュアンスの御答弁をされていると思うのですけれども、自治体として、そうした条例を提案するということがおかしいことなのでしょうか。

○総務部長

外国艦船の入港に当たって、それを一自治体が判断するということについてお話ししたものでして、それはやはり外交問題になるので、それについてはということでお答えしたつもりでございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、今、条例が施行されている神戸市は、条例違反でやっているのですか。外交問題を起こしているのですか。

○総務部長

神戸方式ということでお話になっていると思いますけれども、神戸市の場合は、条例ではないというふうに認識してございます。

○酒井（隆裕）委員

いや、おかしいのですよね。神戸方式の体制を、まあそれはいいでしょう、もともと通告というか、お話ししていない話ですから、改めて少しお話がおかしいなというふうに思ったものですから、お話しさせていただきました。自治体として、条例は出せるのですよ。外交問題になどならないです、おかしいですよ。改めてまたそれは別の機会に質問させていただきたいというふうに思います。

◎議案第23号小樽市債権管理条例案について

まず、議案第23号小樽市債権管理条例案について御質問いたします。

今回、条例案が出され、そして概要も提出されたわけでありまして。その中で何点か質問させていただきたいと思うのですけれども、そもそもこの債権管理条例を制定することによって、市民のメリットは一体どれだけあるのか、それについてまずお答え願えますか。

○（財政）齊藤主幹

債権管理条例制定による市民のメリットということになりますけれども、まず適正な債権管理をするというのが一番の目的でございますので、適正な債権管理をすることにより、公平性の確保につながるものと考えてござい

すので、少なくとも大多数の納期内納付者にとっては納得いくようなものになるというふうに考えております。

また、滞納されている方で、例えばどうしても納付する資力がない方などにつきましても、地方自治法でうたわれているものではございますけれども、改めて今回、条例で徴収の猶予や債権放棄することもうたっておりますので、それが意味メリットになるのではないかなというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

そういうのは、今、債権管理条例をつくらなければならないようなものなのではないでしょうか。猶予とかそういったものというのは、今も存在しているのではないのでしょうか。

○（財政）齊藤主幹

委員が御指摘のとおり、猶予などは地方自治法にうたわれているものでありますので、今回、債権管理条例で改めて新たにできたものということではございませんけれども、一方で債権所管課というのは多岐にわたっておりますので、それぞれの部署において、それらの情報といいますか、地方自治法の考え方を全て把握できているかといいますと、必ずしもそういう状態にないことから、債権管理条例を定めまして、ある程度事務の統一化というのを図る中で周知をすると、そういうような目的もでございます。

○酒井（隆裕）委員

結局、市民にとってはメリットは私はないと思うのです。そういった認識でよろしいですか。

○（財政）齊藤主幹

先ほども申しましたように、まずは適正な債権管理では公平性の確保という意味で、少なくとも大多数の納期内納付者にとっては納得いくものという意味で、メリットは感じていただけるのかなと思いますし、収入がなくてどうしても納められないきちんとした事情のある方につきましては、債権放棄などもできるようになりますので、やはりそれは一定のメリットではないかというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

それであれば、債権放棄だけ条例に記せばよろしいのではないのでしょうか。改めてお伺いしたいと思います。

○（財政）齊藤主幹

債権管理条例で新たにできることになる部分、大きな部分は確かに債権放棄なのですけれども、ただやはり小樽市の債権管理として、債権放棄だけをうたうというのは、やはり適切ではないというふうに考えております。まずやはり徴収できるものは徴収する、どうしても徴収できない方につきましては放棄なり徴収の猶予をする、相手に合わせた考え方をしていくというのが、今回の趣旨でございますので、必要なものと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

しきりに猶予とか債権放棄と言いますが、それは今の制度でもできる話なのですよ。ですからこそ、最初から言った公正さの確保、それから情報、これが一番の私は狙いではないかなというふうに思っています。

ところでこの債権管理条例を施行することによって、徴収率とか、また収入率というのは向上するとか、どういった市側のメリットというものがあるのでしょうか。

○（財政）齊藤主幹

この債権管理条例というのは、徴収の強化を目的にした条例というよりは、債権管理の適正化を視野に入れたものなのでございますので、必ずしも徴収率向上につながるかというのは定かではないのですけれども、ただ、市にとってのメリットという意味では、これまで債権所管課でばらばらだった債権管理の事務処理が、ある程度統一化されることによりまして、例えば徴収担当職員がいない中でやっている債権所管課ですとか、そういうところにおいても債権管理がしやすくなるであろうと。また、これに倣ってやれば、ある程度公平性を確保しやすくなるというのが市のメリットとして挙げられるものと考えております。

○酒井（隆裕）委員

そのようなために条例を制定する必要は、私は全くないと思います。

そこでお伺いしたいのは、債権一元化組織に回す基準は、一体どんなふうになっているのだという話なのです。これまでも幾度か我が党の議員が質問をいたしましたけれども、全く明確ではありません。その点についてはいかがでしょうか。

○（財政）齊藤主幹

まず、債権管理条例と徴収一元化組織は、また少し全く別なものなので、債権管理条例の話ではないということでお答えさせていただきますけれども、徴収一元化組織に移管する基準ということになるかと思いますが、確かに完全に明確な線引きをしているわけではございませんけれども、先ほど言いましたように、各債権所管課によって、徴収担当職員がいるところもあれば、いない中で別な仕事とかけ持ちしながら片手間でやらざるを得ないという部署もございます。そういった中で、各所管課で最大限できる限りの努力をした中で、人員配置も含めてですけれども、できる限りの努力をした中で、やはり取れないというものにつきましては、税のノウハウを持っている私たち、徴収一元化組織に移管をしていただいて、我々が徴収するという事で、各債権所管課においても、相当なメリットがあるものというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

できる限りの努力と言いますけれども、これだったらしくくなりますよ。これが債権管理条例のやつが実際に行われて、そして、現在行われている徴収一元化と結びついていくということになっていけば、例えば保育料などが取れないという形になります。そういったときに、できる限りの努力、例えば1回滞納しただけで、もう徴収一元化に回してしまおうと、そうすればそちらで徴収する努力はしなくていいではないですか。根本的にはそうではないですか。

○（財政）齊藤主幹

まず、各債権所管課の努力という部分においては、確かにそういうことが起こることも懸念される場所ではございます。ただ、我々も当然人数が限られた中でやっておりますので、まず全ての債権を受け入れるわけではないという大前提もございます。その中で、私たちも受け入れる件数、ある程度中身を見ながら、全く何もやっていない状態で早い段階で来るというのがあれば、お断りする場合もございますし、我々の受け入れる件数なども把握しながら受けたり受けなかったりというのは起こるものであります。

また、我々で受けたらだめかといいますと、それは市全体の中で徴収を我々は専門でやっておりますので、そういうノウハウを使って徴収するというのは必ずしも悪いことというふうには考えてございませんので、私たちでできる部分はやっていくという意味で考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

非常にこれは問題です。努力は誰が決めるのかといたら、これはさじ加減一つなのです。もうこちらをやはり徴収一元化に回してしまえということになってしまえば、必然的に問題があることになりかねない、非常に私は問題があると思います。

そこで、そもそも、そうした滞納している方々にとって、生活実態は一体どうなっているのか、それから困窮の度合いはどうなっているのか、そういったことを徴収一元化でしっかり対応できるのでしょうか。

○（財政）齊藤主幹

滞納者の生活実態などの把握についてですけれども、差し押さえできる債権につきましては、私たちも調査権というのを持っておりますので、生活実態、例えば給与の状況ですとか、預金の状況、あと不動産の所有ですとか、いろいろな財産状況を調べることができますので、そういった意味で他の部署では権限はあるまでも、そういうノウハウが構築されていないという意味では、我々が受けたほうが生活実態を把握できる機会というのはふえるので

はないかというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

現在の徴収一元化組織の中でもそういった把握は全くできていないではないですか。そのように今回、債権管理条例に合わせて徴収一元化組織の中で、そういったしっかり把握できるというのは、私はとんでもない答弁だというふうに思います。

ここで、例えば、保育料はしっかりと納められております。ただし、市税については納められておりません。こういった場合は、どのような対応になるのでしょうか。

○（財政）齊藤主幹

質問の御趣旨と違うかもしれませんが、保育料は納めているが、市税は滞納ということであれば、当然、徴収一元化組織というよりは市税、納税課で市税の徴収対応するという形になりますので、あくまでも徴収一元化で対応するのは、ほかの市税以外のものが滞納になった部分という形になりますので、徴収一元化では対応をしないものというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

なぜこんなことを言ったのかといいますと、当然、税というのは優先されますから、そちらに充当されるというのは当たり前の話なのです。それは全然おかしい話ではないのです。ただ、一方で、税金は払えないけれども保育料を滞納してしまったら保育所を出なければならぬということにさせないために選択されている例もあるというふうに思うのですけれども、今まではそういった保育料は払っているけれども税金は払っていなかった、保育料を払っている情報というのはつかめなかったわけですね。今回、この債権管理条例によって、そういった情報もつかむことができる、こういった解釈でよろしいですか。

○（財政）齊藤主幹

今のお話で言いますと、まずは保育料が滞納になっていない以上は、徴収一元化組織には回ってこないもので、基本的にその方が保育料を払っているのか、例えば払っていないけれども分割納付しているのか、そういう情報は得ることはできませんので、特にそれは御指摘のようなことにはならないかと思えます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、今回の債権管理条例の中で、そういった他の今まで徴収一元化に回ってくるまでは、知る由がなかった情報というのは聞くことはないのでしょうか。例えば水道料金を払っているけれども、他の部分で払っていないようだとか、小樽市立病院、診療報酬については払っているようだけれども、ほかのところでは払っていないだとか、そういった情報というのは知る由もないということでしょうか。

○（財政）齊藤主幹

あくまでも私たちは債権全般、全部を管理しているわけではございませんので、あくまでも移管を受けた債権について、初めてここに滞納があるのだですとか、そういうのがわかるような仕組みでございまして、滞納がない状態でいろいろな情報を把握するというような仕組みではございません。

○酒井（隆裕）委員

私は滞納がある状況で話しているのです。それで徴収一元化に回ってしまったら、そういった情報というのが一気に徴収一元化で取り寄せることができるのではないのでしょうかという話をしているのです。

○（財政）齊藤主幹

当然、移管を受けたものにつきましては、滞納していることは当然私たちは知ることになりますし、それに応じて、税もあるかないか、それは確認をいたしまして、当然その税で例えば滞納処分をするに当たり、給与ですとか財産がわかっているようであれば、それも含めまして、例えば保育料も徴収したりということは起こり得るものと考えております。

○酒井（隆裕）委員

結局起こり得るのです。私は、だからこその債権管理条例については、以前から否定的な話をしているわけがあります。

ここで、パブリックコメントについてお伺いしたいのですけれども、その中で、債権管理条例については反対ですと。それから、このそのものについてやめるべきだというような意見が寄せられております。こういった市民の声について、どのように捉えられた結果、この条例案提案に至ったのかお答え願えますか。

○（財政）齊藤主幹

代表質問で財政部長も答弁しておりましたけれども、反対という意見も確かにございましたが、その多くが条例に直接規定していることに関してではなくて、例えば事情を無視して一方的な取り立てになるのではないかなど、この条例が施行となったらこうなるに違いないというような運用の部分に関する意見でございましたので、そのようなことが条例にうたわれているわけではございませんし、これにつきましてはパブリックコメントの意見公表の中でもきちんと法令にのっとり、分納を認めたりすることも規定しているので、状況を無視して一方的に取り立てる指示ではないですよと説明はしておりますけれども、当然、条例が可決された際には、今回、パブリックコメントで出された意見も参考にしながら、適切に運用していくというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

賛成の声ではないですよ。皆さん、これをすごく危惧されているのです。それは直接的な声ではないからといって、あくまでも条例が施行されてから参考にしていくなどともない話ですよ。

結局、ある方の意見によれば、機械的、画一的な取り立てを進めることになる、こういうふうに言われているわけなのです。そういった危惧は全くないのですか。

○（財政）齊藤主幹

機械的、画一的というのは、債権管理条例の今回の趣旨で言いますと、事務処理の部分がある程度統一的な基準で進めようというものでございますので、そういう意味ではありますけれども、少なくとも相手の状況のいかんにかかわらず、機械的に画一的に例えば滞納処分をすとか、そういうような趣旨ではございませんので、そういうことはございません。

○酒井（隆裕）委員

今もやられているから私は問題だと言っているのです。なぜ全庁統一的な債権管理ルールを定めなければならないのか、これについても以前から質問してまいりました。国民健康保険は国民健康保険、水道料は水道料、それから、放課後児童クラブ負担金、それぞれ基準などは異なるではありませんか。その中で、統一的な債権管理ルールというのは私は不可能だというふうに思いますけれども、そういったことについてはいかがでしょうか。

○（財政）齊藤主幹

若干繰り返しになりますけれども、あくまでも今回統一的という部分は、事務処理の部分でございまして、相手方の状況であったり、何を滞納しているか、それらによって状況というのは異なる部分はあるかと思えます。それらにつきましては、ある程度やはり判断しながら個別に統一的な基準ということではなくて、個別に判断をしながら進めていかなければならないものと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

それであれば個別に判断するべきというふうを書くべきなのです。そうではなくて、全庁統一的な債権管理ルールを定めるというふうに明言しているではありませんか。私はそこが一番問題だというふうに思っています。

ここで、債権管理条例の概要についてお伺いしたいというふうに思うのですけれども、以前に当委員会に提出された資料、これと異なる部分があります。今回、提出された資料の中では、条例案にあるとおり、第1条の目的として、公正かつ円滑な行財政運営、このように記されて、パブリックコメントと異なる文面に出されているわけで

あります。なぜこのようになったのか、お答え願えますか。

○（財政）齊藤主幹

確かにパブリックコメントの時点では、公平な市民負担の確保というのを目的の一つということで、条例案ということではなくて、考え方の一つとして示しているところではございますけれども、最終的に条例案を決める中で、そのままの言葉で表現しておらず、「事務の一層の適正化・効率化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資すること」という表現をしているところではございまして、これは言葉の選択の問題でございまして、特段公平な市民負担の確保をやらないのだという意味ではございません。

○酒井（隆裕）委員

何を言っているのですか。重大な問題ですよ。公平なというのがパブリックコメントに出されているのではないですか。だからこそ、その点についてお話が出されているのではないですか。書きかえられたわけではないですけども、条例案で出されたものについては、円滑だというふうに言われているのです。ここに小樽市の本音があると思うのですよ。効率的で円滑であれば、公平性などは関係ない。市長、どうですか。改めてこれを出し直す気持ちはないですか。

○（財政）齊藤主幹

確かに、言葉をそのまま使ったわけではございませんけれども、円滑な行財政運営という言葉がありますが、その前に公正という言葉がございまして。これによって、公平というような近い意味で使っているニュアンスもございまして、私たちとしては、公平な市民負担の確保というのは、当然念頭に置いて業務を行わなければならないものと考えてございまして、これで条例案がおかしいとか間違いというふうには考えてございまして、出し直すというふうには考えてございません。

○酒井（隆裕）委員

これは、市民にとって騙しなのですよ。公正で公平だということからもっともらしく聞こえたものが、結局は効率化と円滑なのです。非常に小樽市にとって、そうした税や料などを取りやすくする、そのためにしかないと思います。私はこのような文字の違いがあるわけですから、当然訂正して出し直すというのが、本来の筋だと思えますけれども、改めて市長、その考えはありませんか。

○（財政）齊藤主幹

繰り返しになりまして申しわけございませんけれども、趣旨としては変わったものではございませんし、文言が間違っているというわけではございませんので、出し直すというつもりはございません。

○酒井（隆裕）委員

いや、でたらめです。趣旨としては変わっていないって、変わっているではないですか。円滑と公平の言葉を辞書で調べてくださいよ。全然違う話ではないですか。だからこそ私は出し直せと言っているのです。とんでもない話です。

◎市税等のクレジット納付について

ここで、報告にもあった市税等のクレジット納付について、若干お伺いしたいと思うのですけれども、先ほどの報告の中では、既にNECと随意契約が結ばれており、システム改修は完了していると。その上で、ヤフー株式会社と随意契約を結ぶ見込みだということが、先ほど担当主幹から報告されたわけでありまして、あのときにお話ししたときにも、NECありきではないかと。それで、ヤフーでやるのではないかと話していましたけれども、結果としてそのとおりになったということですか。

○（財政）齊藤主幹

ありきということではないのですけれども、最終的に先ほども言いましたとおり、各関係所管課で7項目をもとに審査した結果、ヤフーになったという形でございます。NECにつきましては、基幹システムを導入したところ

でありますので、そこがシステムを修正するしかないということで、NECは動かしようがないという部分がありましたけれども、ヤフーにつきましては今言ったような事情で決めたものでございます。

○酒井（隆裕）委員

ありきなのですよ。特定企業の仕事興しに市が力をかしているということになるのではないですか。以前にも聞きましたけれども、改めてお伺いします。

○財政部長

済みません、きょう担当課長が急にインフルエンザで欠席になりまして、前回の常任委員会のときの細かいやりとりは私も半分記憶していない部分もあるのですが、NECについては、当時から基幹システムの関係で、NECにならざるを得ないようなふうに答弁したように記憶してございます。

ただ、実際の運用につきましては、どこにするかという部分については、それぞれの所管課の意見も聞きながら、最終的にヤフーにすることに決めたという、そういった流れで決定してございます。

○酒井（隆裕）委員

かつてのときにもお話ししたのですが、結局は収入率の向上にはつながらないのだと。必ずしもつながらないという御答弁があったというふうに記憶しております。その中で、一部の市民の利便性のために、こういうことを導入することは、私はおかしいというふうに話したのですが、収入率の向上には必ずしもつながらない、これは確認させていただいてよろしいですかね。

○（財政）齊藤主幹

例えば今、クレジット納付をやっているところにもいろいろ聞き取りなどはしているのですが、コンビニ納付などもそうですけれども、各市町村においては、いろいろ収入率向上対策というのをやっておりますので、実際にクレジット納付をやったことによって、実際に収入率が上がったのかどうかという検証はなかなかできない状況の中で、各市町村の感想的な部分で少し聞き取ったということがございますが、その中では特段に収入率が上がったというふうには考えていないところが多かったようですが、ただ一方で、これまで少しおくれながら納めていたような人が、納期内納付をするのが若干ふえたという意見もありまして、これも一部の市町村から聞いたお話なので、必ずそうかといいますと、確かなことは言えないのですが、意見としてはそういうものがございました。

○酒井（隆裕）委員

おくれがちの方が期限内納付という話をしていますけれども、本質的にはクレジット納付というのは借金ですよ。借金して税金を払うということをお勧めするのは、私はおかしいことだと思うのですが、そういった懸念についてはクリアされたのですか。

○（財政）齊藤主幹

まず、今回、クレジット納付を導入したのは、納付方法、納付環境の整備の一環としまして、納付方法の多様化というものに対応するという意味で入れたものであります。無理やりクレジット納付をしるというものではございませんし、例えばクレジット納付でも1回払いの場合は、借金というよりは月末に合わせて掛け払いというのでしょうか、そういうような位置づけになるものですので、必ずしも借金というふうにはならないものでございます。また、税の中でも、例えば滞納分とかを一括でカードで切らせるという懸念もされるところでありましたので、基本的には現年度分を対象にクレジット納付をやるという形で考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

やはりおかしいのです。クレジットカード払いができる人というのは、クレジットカードを持っていないといけない。そして、一応は限度額がある方でなかったらできないわけですよ。言ってみれば、この問題というのは、多重債務などが見えなくなってくるというのが一番やはり私は懸念されるのです。本来であれば、他の制度によって減免されたり猶予されたり、そういうことが起こり得るかもしれないのですが、結局クレジットカード払い

してしまえば、そういった情報というのは全く見えなくなってしまうのではないですか。小樽市としては、きちんと納入している優良な方というふうな形になるのではないのでしょうか。そういった見えなくなるという危険性は本当にはないのですか。

○（財政）齊藤主幹

例えば納税についてですけれども、税金を納めるに当たって、それをどこからそのお金を捻出したのか、それは現在でも必ずしも給与なのか、それともどこかのカードで現金で引き出したのか、そういうのは我々も把握できない部分もございますので、カードの場合であってもそういう危険は全くないかといいますと、そういうことではございません。ただ先ほど言いましたとおり、そういう懸念があることから、滞納分はまずやらないという形は、滞納繰越分はやらないというふうに決めているのがまず一つでございます。

あと、滞納になっている方の納付方法ということもあるのですが、一方でこれまでも、例えばカードで切ることによってポイントがつくですとか、そういう要望というのはいただいていたところですので、そういう意味で収納方法の拡大という意味合いでやったものでございますので、必ずしもクレジット納付で切らなければだめだということではなく、あくまでもいろいろな収納方法がある中の一つとして、今回進めるものでございますので、御理解いただければと思います。

○酒井（隆裕）委員

やはり特定のそういったポイントがもらえる方にとってはすごくいいメリットがあると思うのです。そうではない方にとっては、結局借金して税金を納めてしまって、後になって、それでは自分が猶予とかそういった免除の要件になっているとわかった場合でも、そういった納めた税金は返してもらえないですよね。

○（財政）齊藤主幹

先ほどと少し重なる部分がありますが、捻出方法云々にかかわらず、一度納めていただいたものは法律上お返しするという話には当然なりませんので、それは徴収したような形になるかと思います。

○酒井（隆裕）委員

例えば、突然の失職をした、それから家が火事になった、こういった場合というのは猶予などが認められる例になると思うのですけれども、それはよろしいですか。

○（財政）齊藤主幹

今おっしゃったような場合は、徴収の猶予の要件に該当するものと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

結局、そういった要件に合致しているにもかかわらず、自分がもう税金が迫っているから払わなければならないということで払ってしまった、その後で、もう生活がやはり成り立たないからどうしようと市役所に駆け込まれても対応できなくなってしまうのですね。そういうふうにやはり見えなくなるというそういったデメリットというのはあると思います。この問題ですごく懸念されるのは、セキュリティーの問題でした。以前にお話ししたときも、セキュリティーの問題をクリアしているのかとお話ししました。

今回、ヤフーというふうに決まったということでもありますけれども、本当にセキュリティーの問題は大丈夫でしょうか。そういうのはクリアされて、各担当部課で決められたのでしょうか。

○（財政）齊藤主幹

ヤフーを選定するとき、選定基準にのっとって、採点を関係所管課でやっていただいたのですけれども、その中でも、済みません、私もよくわかっていない部分なのですが、I SMS 認証というのが他社も含めて取得しているセキュリティーの認証方法らしいのですけれども、それ以外にヤフーにつきましては、自社で独自に情報漏えい監視を行っているのです、他社に比べて情報漏えいの危険性が少ないというふうに考えてございます。

それともう一つ、自社で決済システムをヤフーは持っていますので、ほかのところですと指定代理納付者への再

委託や、また、指定代理納付者、要はカード会社などと小樽市が個別に契約したりということが必要になってくるのですが、ヤフーの場合は決済システムを持っているので1社で済むというところで、万が一あちこちに情報が回ったり来たりという部分がヤフーのほうが少ないというようなところで、セキュリティ上も安心感があるというところがございます。

○酒井（隆裕）委員

ヤフーのIDの不正ログインというのは、すごく相次いでいるのです。ここに限った話ではないですけども、私はセキュリティの問題では全くクリアされていないというふうに思います。私はこのクレジット納付については中止するべきだということを提言させていただきたいと思います。

◎新幹線トンネルに係る説明会について

新幹線トンネル説明会について質問いたします。

朝里川温泉地区で説明会が行われたというふうに聞いておりますけれども、どのような説明会を行ったのか伺いたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

委員も今おっしゃられていました朝里川温泉地区の説明会でございますけれども、一昨日、3月10日に行われております。中身が、前回の12月9日に同じ地区で説明会を行っているのですけれども、そこで出されました御意見ですとか御要望のうち、新小樽駅の設置の経緯ですとか、それから朝里川温泉地区での構造計画、こういった部分について鉄道建設・運輸施設整備支援機構から改めて説明がございました。それに対しまして地域の方からは、やはり朝里のほうに駅があったほうがよいのではないかという御意見ですとか、景観ですとか環境を考えると、今の予定では朝里地区、高架橋を通して走る形になっておりますけれども、札幌市のように地下にできないのかといったような御意見が出されてございます。

○酒井（隆裕）委員

今回、発生土受け入れ地についての説明会というのは、次回行われるということなのですが、いつごろ行われる見込みになっているのかお示しいただけますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

おとこの説明会ですので、時期がいつかというのは未定になってございまして、機構では地域の町会の皆様と打ち合わせをしながら、日程は決めていきたいということで聞いてございます。その際には、私たちも日程を機構に確認しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

その中の意見で、非常に重要な部分がありまして、当該朝里川温泉地域のところで、地すべり危険箇所があるのだということが指摘されたというふうに聞いております。これは事実でしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

前回の説明会でも確か同じ御質問が出されておまして、今回の説明会の中でも具体的な位置が地すべりで指定されている地域と新幹線の工事に係る部分と重ねた図面で見ないとわからないという話もありましたので、機構では次回少しそういった部分を含めて説明したいということで、その場では回答をさせていただきます。

○酒井（隆裕）委員

ここでも小樽市に対しての意見も出されています。もっと機構に対して意見を言うべきだということが言われていましたけれども、では小樽市としては、どのように考えておられますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

委員がおっしゃるとおり、市に対しての御意見というのも確かにございました。私もその説明会に出ておりましたけれども、やはり地域の方にとって、自分が住んでいる場所のすぐそばで工事が行われるという部分がございます。

すので、いろいろな意見が出されて然るべきなのかなと思っております。我々といたしましても、今後、機構との打ち合わせの部分がございませけれども、どうやったら地域の方に御理解をいただけるように持っていけるのかということで、引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

御理解と言いますけれども、反対の声なのです。朝里川温泉町会の会長はこのようにお話しされています。住民の反対を押し切って進めるなら断固反対だと、こういうふうにおっしゃられたそうであります。こうした住民の声について、どのようにお考えでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

私はおとといその説明会に出て、いろいろな方の御意見がありますので、かいつまんでいけばそういった極論の部分もあるのかもしれないのですけれども、基本的に新幹線のルート、来ることにに対して反対しているのではないのだと、皆さんおっしゃっている方もいらっしゃいました。そういった部分を踏まえたと、先ほど申し上げたとおり、やはり自分のすぐそばで行われる工事ですので、そういった部分にも機構では十分配慮しながら進めていくというお話でしたし、我々としましてもあわせて機構に協力して、できる部分はしていきたいというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

おかしなことを言っているわけではないのですよね。この朝里川温泉町会長は、住民の反対を押し切って進めるなら断固反対と言っているのです。今言われているのは、理解を得るということでもありますから、住民の意見を聞かないということになってしまうのではないですか。そういうことではないのですよね。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今、委員がおっしゃられたお話というのは、先ほど私、前段で、例えば駅は朝里のほうがいいのではないかとすとか、高架ではなく地下のほうがいいのではないかとというような御意見に対して、そういった部分に住民の声を無視して進めるのであれば反対するよというようなお話だったかと思えます。ですので、繰り返しになりますけれども、説明会はまだ続いていきます。その中で、地域の方々の御意見も伺いながら、どう言ったら皆さん、多くの方が理解していただけるのかというのを機構とも合わせながら進めていきたいというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

最後に少し市長に聞きたいのですけれども、温泉町会の会長は、市長の後援会の方です。市長の支援者の方がこういうふうに対抗の声を上げていても、市長はやはり進めなければならぬ、こんなふうにお考えでしょうか。それとも、しっかりやはり住民の声を聞いて、その上で小樽市としての意見を出していくというお考えでしょうか。最後に市長にお伺いいたします。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

市長へということでしたけれども、私もきのう説明会に出ておりますので、私からお答えさせていただきます。

おっしゃられていた方が、どなたかというのは別として、おとといあの場にいた方は、皆さんあの周辺に住んでいる方になります。ですから、地域の方のお話というのは思いというのでしょうか、そういったものはやはり受けとめなければいけない部分もございませけれども、それを機構と引き続き行うということで、先ほどからお話しさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

民進党に移します。

○佐々木委員

◎市長の発言について

1 点目は、市長の発言についてということで、皆さんからお話のあったように、9 日の市長の予算特別委員会の閉会後の発言が北海道新聞の記事となっております。その発言についてです。

新聞取材に対して、「銭函で水難事故が発生した場合、議員はどう責任をとるのか。予算に一部の議員が協力しない状況は大変残念」と述べられたということで、先ほどこのとおりでという確認がありました。

これを見て、まず私が最初に思ったのは、これまでは責任をとることなく放置したままの事例が多々ある方に、責任を問われるというのは思いもよりませんでした。今回の事業が行われず、水難事故が万が一起きてしまった場合、市は何らかの責任を問われることがあるのでしょうか。

○（総務）総務課長

予算の有無にかかわらず、まず水難事故が起こった場合ですが、市が海水浴場の開設者であって、最低限の安全管理もしなかったという場合には、何らかの責任を問われる可能性はなくはないですけれども、基本的には遊泳者の自己責任でありますので、市が責任を問われることはないということで認識してございます。

○佐々木委員

予算を認めなかった議員は、何らかの責任を問われることがあるのですか。あるとするのだったらどんな責任なのかお示してください。

○市長

これにつきましては私の発言でございますので、少し私からお話しさせていただきます。

先ほども御質問の中でお話しさせていただいておりますけれども、あの地域における海岸線において、昨年は特に若い命 3 名の方が亡くなられたという事実がございます。また、昨年だけではなくて、あの地域においては、そのときに限らずそれまでも水難事故等が起きていて、死亡事故というものが発生している状況でございます。そのような中で、そのような事故をもう二度と起こしたくない、繰り返したくないという水難救助隊、消防士の方々の考えや思いから、制度や、または機材の購入の予算なども含めて提案をさせていただいているところでございます。実際にこのような状況が続いている中で、やはり小樽市地域として、海岸線において、やはり海は資源であり、港や水産資源のみならず、海岸線におけるレジャーにおいても多くの方々が来られている中で、そのような死亡事故が続いていて、そして市としてそれを何とか防ごうと予算化をしようとしている中で、それが結果、果たせなかった後に、夏にそのような地域において死亡事故等が起きてしまったときに、当然それに対しての悔やまれであったりとか、道義的責任等は問われる可能性があるのではないかと認識をしているところでございます。

（発言する者あり）

○佐々木委員

予測どおりなのですけれども、もし予算を認めていけば救えたかもしれないのという道義的責任があるということですね。そのとおりでいいですか。

○市長

はい、結構でございます。

○佐々木委員

先ほど総務課長からは、例えばこの前の事故にしても、自己責任であるというお話がありました。この幾たびも出てきている昨年の残念な事故を振り返りますと、遊泳禁止の場所で遊泳期間を過ぎた 8 月 27 日の事故であったと記憶しています。それも道義的責任が、そこで道義的責任があるということですね。

○市長

はい、おっしゃるとおりでございます。

(「それは、それはちょっとまずいぞそれ」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員

道義的責任がその場合にも、それを否決した議員にあるというお返事でした。

さて、道義的責任が私たちにあるのだとすれば、例えば除排雪で排雪予算を抑制した結果、事故が起きた等、限りある財源の範囲で市民の安全を図ると言った市長、やろうとすればできたが、予算をつけなかったために事故等が起きたこと、これは全てについても市長に道義的責任があるということによろしいですね。

○市長

こちら私からお答えさせていただいたほうがいいと思いますけれども、除排雪に限らず市で執行している取り組みの中で、その影響に伴い、何かしらの事故が起きた場合におきましては、道義的責任も問われるでしょうし、もちろん内容におきましては、こちらのほうで何か瑕疵があったり問題点があった場合におきましては、当然責任は生じるものと考えております。

○佐々木委員

もちろんその道義的責任以外の部分については、当然それは当たり前のことですから、裁判で争うなり何なりしていただければいいのですが、少なくとも道義的責任の部分については、今、市長、はっきりと認めていただきたいですけれども、そこについて除排雪の予算をつけなかった以外にも私は言いましたよ。本当はつけようと思っただけでつけられなかったけれども、予算がないからつけられなかったのだということ全てについて、市長、道義的責任があるということによろしいですね。

○市長

もともと問われている水難事故の予算をこちらで提案させていただいて、否決にされたその以後における事故が発生した場合における道義的責任と、今、佐々木委員から御指摘されている案件において、私の中では必ずしも一致はしないところではありますが、先ほども答弁させていただいておりますけれども、除排雪のことに限らず、市で責任を持ってやらなければならない案件等の中で、こちらの不手際であったり瑕疵があった状況で、どなたかがけがをされるとか、事故が生じるというようなことがあった場合においては、当然市として責任は受けなければならないと思っております。

(「話すりかえてんじゃないよ」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員

今、道義的責任のことだけを私は問うていますから、最後に市長がつけ加えた瑕疵だのどうだのということは、それは要りません。道義的責任のことでお聞きしますが、いろいろな範囲が広がってというお話ですけれども、例えば議会の中で、このことにお金をつけてくれればこういう人たちが救えるのと言った部分、そういう部分について検討しますとか、いろいろなふうにお答えになって、それについて予算をつけない場合が多々ありますよね。そういうほうが多いかもしれません。そういうことについてもつけない結果、誰かが亡くなった、誰かがけがをした、誰かが困ったことになった、そういうことについても、市は全て道義的責任があるということによろしいですか。

(「そう言ってたでしょ、今。じゃあ全部そうなるしょ、自殺者対策予算つけろって、つけなかったら市の責任かい」と呼ぶ者あり)

○市長

私からお答えさせていただきます。また少し新たな質問に切りかわられたというふうに思いますので、その点におきましては……

(発言する者あり)

(「委員長、切りかえてません。確認をただけですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

確認です。

○市長

今、その新たな取り組み、さまざまな案件があつて、それがどのような内容なのかということが少し想像つかないところもありますので断言はできませんけれども、その内容、案件によってはそんなことも起こり得るかもしれませんし、内容によっては道義的責任を問われない場合もあり得るのかなというふうに思います。

(発言する者あり)

○佐々木委員

おかしいことを言っていますよ。私たちの場合は否決したことは全て道義的責任が問われて、それでいて市は、場合によってしか問われないのですか。なぜそんなに不公平なのです。きちんとその理由、どこに差があるのか説明をしてください。

(「水難事故は、さっき市の責任ないって言ってたしよ、原課が」と呼ぶ者あり)

(「ちゃんと答えてくださいね」と呼ぶ者あり)

○市長

今お聞きになられたことに対する答弁として、しっかりかみ合うかどうかというのは少し私自身も今自信はありませんけれども……

(「かみ合わせてくださいよ、したら」と呼ぶ者あり)

(「かみ合うように答弁……」と呼ぶ者あり)

(「質問ちゃんと起こして、ちゃんと答えてくださいよ、したら」と呼ぶ者あり)

議会の中におきましては、私たちで予算を提案させていただく中において、それを議決されるということについての責任は持たれているというふうに思っております。

(「そんなの言われなくても思ってるって」と呼ぶ者あり)

この内容におきましては、決して可決であろうと否決であろうと、最終的にその判断をなされたということについての責任というものは生じているものと認識をしているところでございます。

そして、市の中におきましては、当然皆様から御提案いただいたり、また、御提言をいただいている中で、当然市における、今までもお話がいろいろありますけれども、限られた予算の中でというお話がありますが、当然その内容において加味をしながら、できるだけ、例えばその内容において、事故が生じないようにとか、また、そのような出来事が繰り返さないようにとか、そのような出来事を加味しながら具体的に執行していくことになるというふうに思っておりますし、それに伴う予算化をしていくというふうに思っておりますので、その執行や予算の中において、そのような出来事が問われれば、責任を背負うことになると思いますし、そうではない場合もあり得ると思いますので……

(発言する者あり)

その執行の中において……

(「だめだって」と呼ぶ者あり)

そのような責任は問われるのではないかと思っているところでございます。

(発言する者あり)

○佐々木委員

執行においては、執行しなかった場合の道義的責任について今話をしているのに、なぜ執行した場合においてという話にすりかわるのがわからないのですけれども、説明をそのところをわかるようにしてください。

(「委員長、ちゃんと説明くらいさせてくださいよ。すりかえてんだから」と呼ぶ者あり)

○委員長

わかりますか。今の佐々木委員の質問に対して、正確に答弁をお願いいたします。

○市長

何度も繰り返しで大変恐縮ですけれども……

(「繰り返しならいらなくて。繰り返し聞いてんじゃないんだから」と呼ぶ者あり)

何度も繰り返しで大変恐縮ですけれども、先ほどもその内容において、どのようなことを予算化するかしらないかということが具体的にお話としては受けていないので、当然にそれに伴って予算化しなかったことによって何かが生じた場合において、市として道義的責任を問われる場合も起こり得るというふうに思いますし、また、内容によってはそうではない場合もあるのではないかと考えているところでございます。

(「そんなこと言ってたら、全部責任とることになるんだぞ。だめだってこんなの許したら」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員

市長、今、すごく重い答弁だったと思うのですが、これから市も、それから議会も、物すごいものを背負ったことになるのではないのですか。

(「撤回しろって今の、問題だよ」と呼ぶ者あり)

非常にそれは、やらなかったことについても道義的責任が発生するとおっしゃったのですよ。

(「全部責任とるってこと」と呼ぶ者あり)

ということになるわけですよ。それでよろしいのですね。これからここにいらっしゃる皆さん方は、自分たちがやらなかったことについて、全部その責任を背負っていくことになるわけですよ。

(発言する者あり)

私たちだって自分たちの議決したことに対して、当然責任は背負いますよ。それが議員の役目だと思っていますからね。だけれども、今ここまで話してきたことについて、自己責任で基本的に行われることについて、行われるはずだったことについてまで私たち議員に責任を押しつける、ですからフィフティー・フィフティーで、そうでしょう、ここに書いてあることは、言っていることはそういうことでしょ、責任をどうとるのかと、責任をとれよと言っているのでしょとなった場合、これはフィフティー・フィフティーですからね、その場合、今度は逆に、やらなかったことについて、市の皆さん、市、市長が最終的責任だと思いますが、全てこれについて道義的責任を負うのだと、そういうことですね、確認をします。

(「そう言ってるでしょうが」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「そんなにあれだったら、再議でもかければいけない」と呼ぶ者あり)

(「そうだよ」と呼ぶ者あり)

(「専決でもいいしょ、したら」と呼ぶ者あり)

(「何で人に責任転嫁、議会に責任転嫁するんだよ」と呼ぶ者あり)

○市長

私は先ほどの答弁の中で全て全部とは言っておりません。内容によってはということで答弁させていただいているところでございます。そのように言っているところでございます。

(発言する者あり)

○佐々木委員

こっちも質問を繰り返しますけれども、先ほど職員の方から、この自己責任の部分は責任を問われないのだと言ったときに、そのところまでそれ以外の道義的責任は、議員にあるのだと市長はおっしゃるわけですよ。だから、

いいですか、小樽市もこれからやる事業や何かについて、自己責任外のそののところも一緒に責任を負うのですよ。それでよろしいですね。場合によってはとかけないでください。私たちは場合によってはとかけられていないもの。

○市長

総務課長からも先ほど海岸線における事故においては、自己責任ということで、法的責任は問われないということは私自身も認識をしているところでございます。しかしながら、そのような道義的責任におきましては、市としてもその責任をしっかりと背負わなければならないということから、このたび内容について提案をさせていただいているところでございます。ですから、このたび提案し、結果的に予算が可決されておりませんので、それに伴う執行ができない状態でありますけれども、海岸線において、やはり事故が生じたということにおいては、我々としては、やはり事故をなくしていきたいという思いも含めて御提案させていただいておりますので、そのような道義的責任も含めて背負っていかなければならない、このように考えているところでございます。

(「今まで議会で道義的責任なんて説明してないしょ」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員

水難事故防止のこのあれは、道義的責任の上にあったのですね。私は初めて聞きましたよ。この道義的責任というのは。これは、今まで消防本部の皆さんが、こういう事故も防げたらなということで提案をされたのだということだったのだけれども、昨年事故に対して、道義的責任があったのですね、消防の皆さんに。今、そうおっしゃいましたよね。消防の皆さん、いかがですか。皆さん、道義的責任、昨年の事故に対してあられるのですか、お聞きします。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

濱本委員。

○濱本委員

委員長、先ほどの私の質問の中で、市長は昨年のこの水難事故が発生したときに、私は聞きましたよ。補正予算を組んでやることもできたのではないですかと。何も手を下していないわけですよ。今、市長は、いみじくも自分の道義的責任のことを言ったわけですよ。9月の水難事故を踏まえて道義的責任と言ったのですよ。先ほどの答弁と整合性がないではないですか。それを確認してください。

○委員長

それでは、お聞きします。

冒頭、自民党、濱本委員の水難事故の質問について、補正予算を組んでいく、また、道義的な責任があるということに対する答弁です。

(「道義的責任は言っていないよ、俺は」と呼ぶ者あり)

(「かみ合っていないんだよ、整合性とれてないんだから、精査させたほうがいいですよ、そのまま。さっきから答弁……」と呼ぶ者あり)

それについて、もしもう一度御発言があるのであれば、答弁をお願いします。

(「精査したほうがいいって、まず。副委員長が精査と言ってるんだから、とめてまず精査したほうがいい。さっきから答弁おかしいし、あんな市の答弁を許していたら、大変な問題になりますよ」と呼ぶ者あり)

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

濱本委員。

○濱本委員

このいわゆる水難救助に関する予算の質疑をしている中で、いろいろ聞いているわけですよ。いつ市長はそういう思いになったのか、答弁もころころ変わっているわけですよ。水難事故が起きた後に、こういう水難救助のチームが必要だと思っているのですかと言ったら、それはないと先ほど答えたのですよ。

(「違うな、それは」と呼ぶ者あり)

だから違うのであれば、委員長、違うという声もあるので、少し調べてください。

(「1回精査したほうがいいって。ころころ答弁が変わってきてるんだから。自分がころころ変えてるのに、こっちだけ責任とらせようとしてんだから」と呼ぶ者あり)

○委員長

それでは、今、濱本委員から議事進行がありました。市長の発言について、精査いたしたいと思います。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 02 分

再開 午後 6 時 44 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

佐々木委員の質疑の途中でありますが、議事の都合により、本日はこれをもって散会いたします。